

# 人口減少に関する参考資料

## 【目次】

1. 我が国の人口について……………P. 1～4
2. 最近の議論の紹介……………P. 5～20
3. 地方中枢拠点都市等について……………P. 21～39

平成26年7月7日

第31次地方制度調査会 第3回専門小委員会



我が国の人口について



# 我が国の人口の動向について

- 生産年齢人口(15~64歳)は32年ぶりに8000万人を下回った。
- 初めて4人に1人が65歳以上人口となった。

図1 わが国の人口ピラミッド(平成25年10月1日現在)

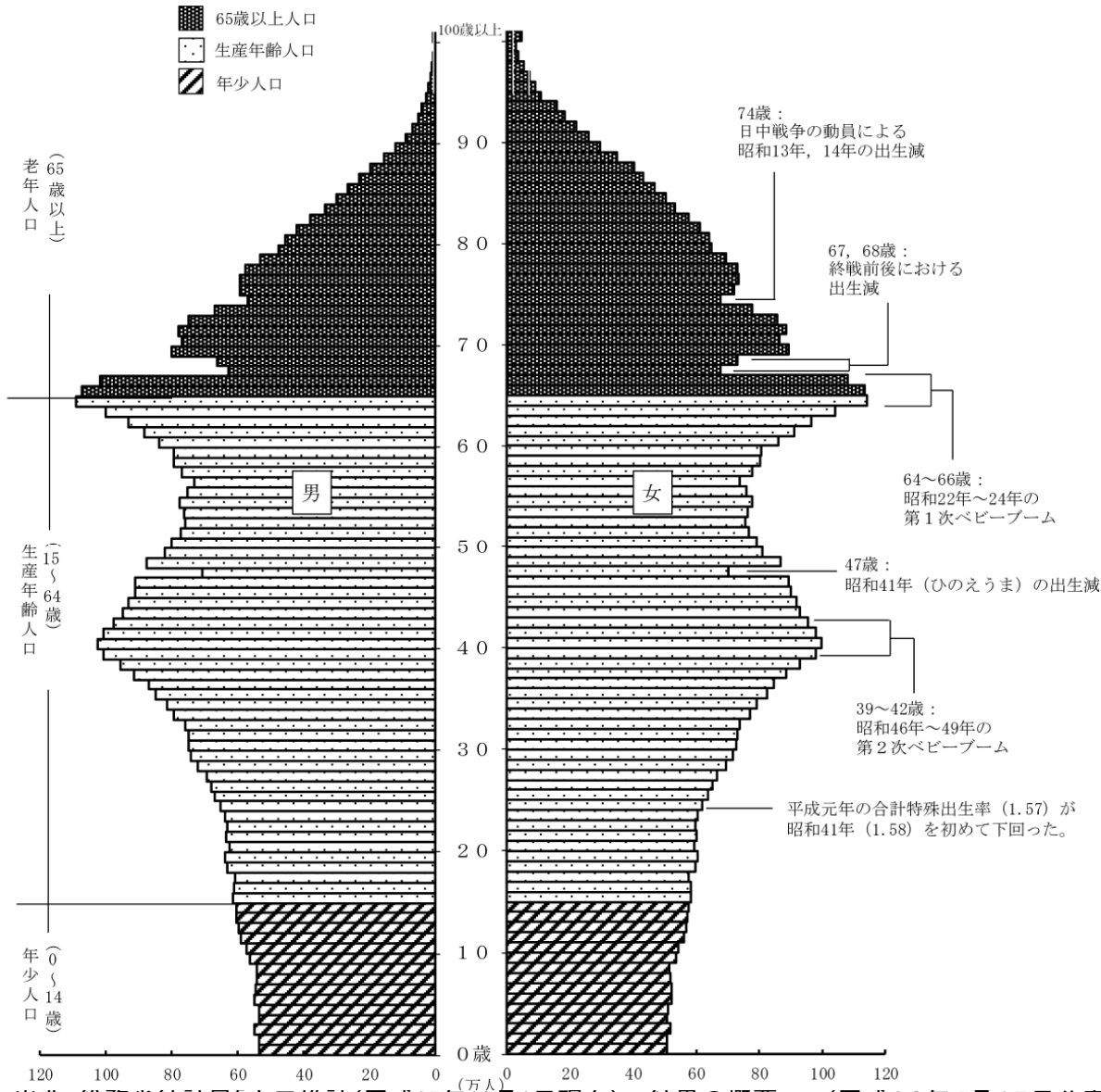
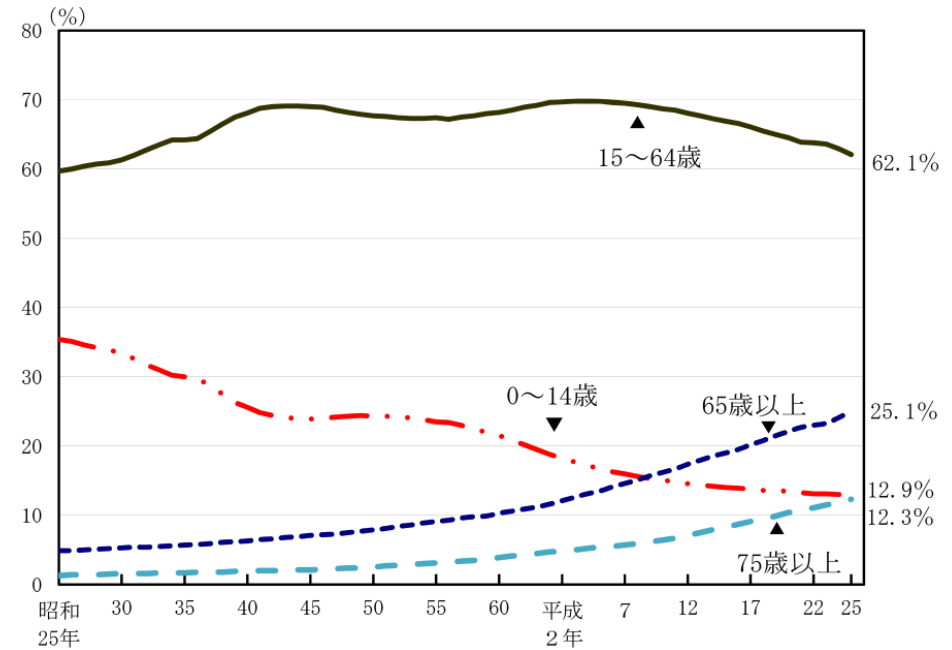


図2 年齢3区分別人口の割合の推移(昭和25年~平成25年)



# 地方公共団体の現状

○ 人口5万人以下の市区町村が全体の約7割を占めており、残りの約3割の市区町村に人口の約8割が集中している。

人口規模	市区町村数	構成比	人口(万人)	構成比		
1万未満	485	7割 { 27.8%	248	2割 { 1.9%		
1~5万	693		39.8%		1,766	13.8%
5~20万	430	3割 { 24.7%	4,067	8割 { 31.7%		
20~50万	99		5.7%		3,129	24.4%
50万以上	35		2.0%		3,627	28.3%
合計	1,742	100%	12,837	100%		

# 合計特殊出生率の年次推移と平成25年合計特殊出生率

- 平成25年の合計特殊出生率は1.43で、前年の1.41より上昇。
- 東京都(1.13)、京都府(1.26)、北海道(1.28)等大都市を含む地域が低くなっている。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

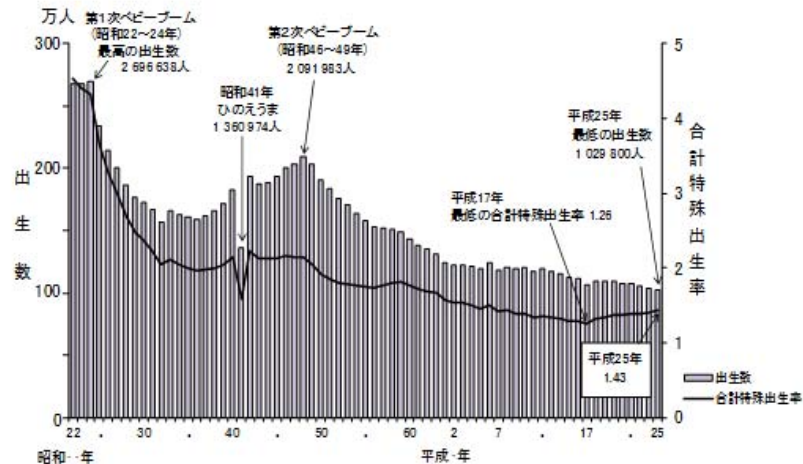


図2 合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)

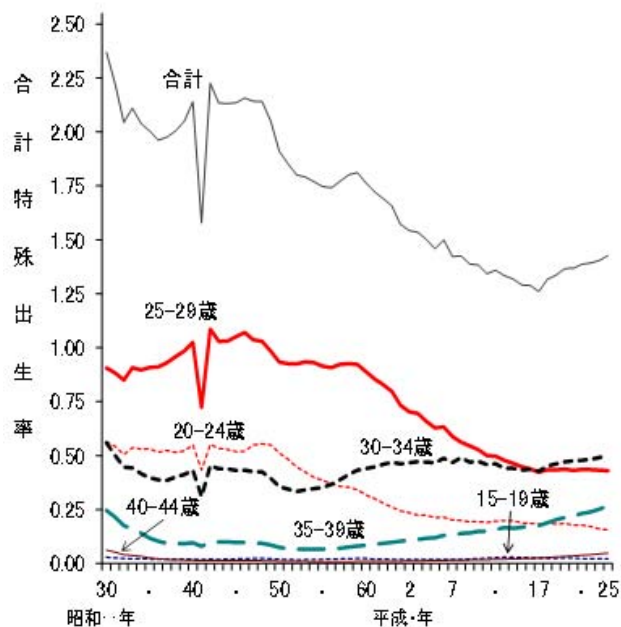


図3 都道府県別合計特殊出生率(平成25年)

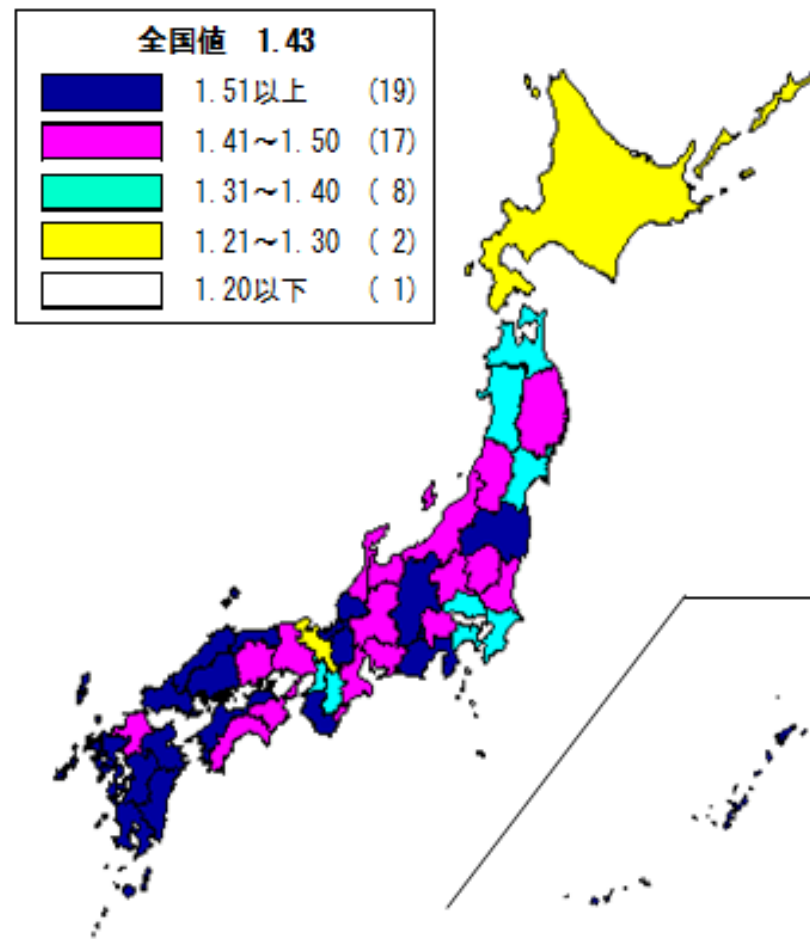


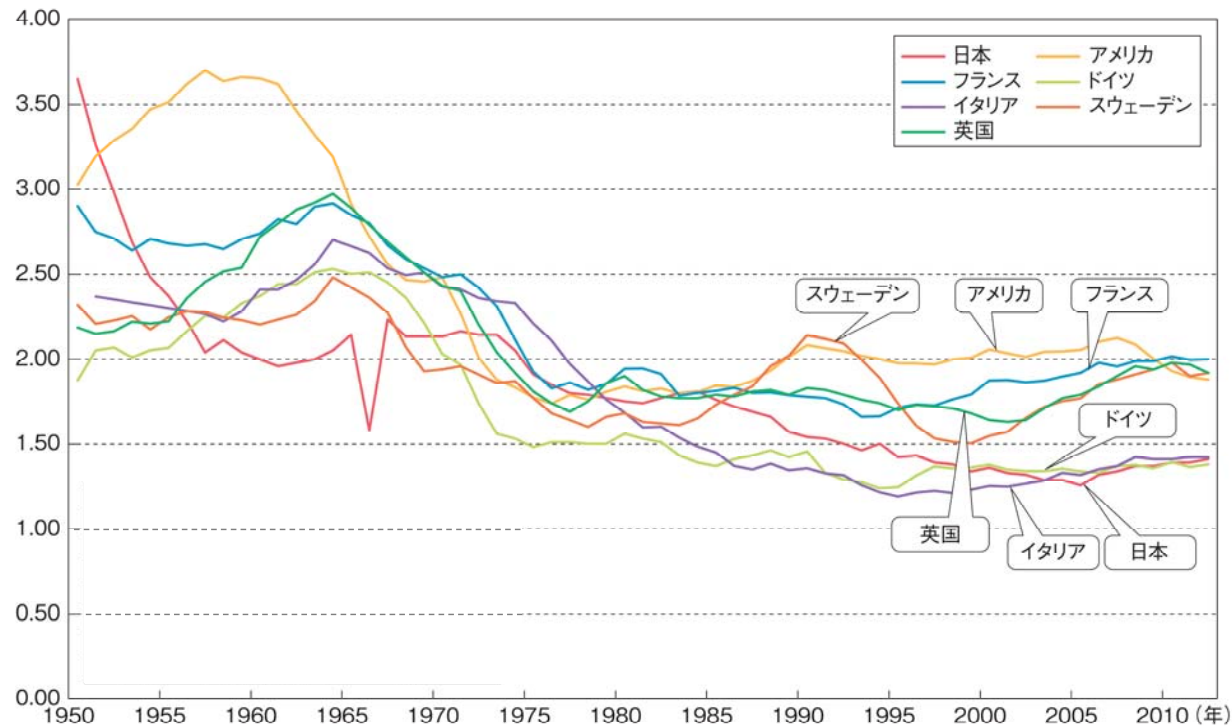
表 都道府県別にみた合計特殊出生率

都道府県	平成25年	平成24年
全 国	1.43	1.41
北 海 道	1.28	1.26
青 森	1.40	1.36
岩 手	1.46	1.44
宮 城	1.34	1.30
秋 田	1.35	1.37
山 形	1.47	1.44
福 島	1.53	1.41
茨 城	1.42	1.41
栃 木	1.43	1.43
群 馬	1.41	1.39
埼 玉	1.33	1.29
千 葉	1.33	1.31
東 京	1.13	1.09
神 奈 川	1.31	1.30
新 潟	1.44	1.43
富 山	1.43	1.42
石 川	1.49	1.47
福 井	1.60	1.60
山 梨	1.44	1.43
長 野	1.54	1.51
岐 阜	1.45	1.45
静 岡	1.53	1.52
愛 知	1.47	1.46
三 重	1.49	1.47
滋 賀	1.53	1.53
京 都	1.26	1.23
大 阪	1.32	1.31
兵 庫	1.42	1.40
和 歌 山	1.31	1.32
山 陰	1.52	1.53
鳥 取	1.62	1.57
島 根	1.65	1.68
岡 山	1.49	1.47
広 島	1.57	1.54
山 口	1.56	1.52
徳 島	1.43	1.44
香 川	1.59	1.56
愛 媛	1.52	1.52
高 知	1.47	1.43
福 岡	1.45	1.43
佐 賀	1.59	1.61
長 崎	1.64	1.63
熊 本	1.65	1.62
大 分	1.56	1.53
宮 崎	1.72	1.67
鹿 児 島	1.63	1.64
沖 縄	1.94	1.90

出典: 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成25年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(平成26年6月公表)

# 主な国の合計特殊出生率の動き

○ 日本の合計特殊出生率は1.41（人口置換水準は2.07）（2012年）であるのに対し、フランスは2.01、イギリスは1.96、スウェーデンは1.90（2011年）等となっている。



出典：内閣府「平成26年版 少子化社会対策白書」

	日 本	アメリカ	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	イギリス
1950年 (昭和25)	3.65	3.02	2.92	2.05 (1951)	2.52	2.32	2.19
1960年 (昭和35)	2.00	3.64	2.72	2.34	2.31	2.17	2.67
1970年 (昭和45)	2.13	2.46	2.47	2.01	2.43	1.94	2.38
1980年 (昭和55)	1.75	1.84	1.99	1.46	1.62	1.68	1.90
1990年 (平成 2)	1.54	2.08	1.78	1.45	1.36	2.14	1.84
2000年 (平成12)	1.36	2.06	1.88	1.38	1.26	1.57	1.64
現在	1.41 (2012)	1.89 (2011)	2.01 (2011)	1.36 (2011)	1.40 (2011)	1.90 (2011)	1.96 (2011)

出典：厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」



# 最近の議論の紹介

- 経済財政諮問会議  
「経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)」
- 経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会  
「未来への選択[これまでの議論の中間整理]」(平成26年5月13日)
- 国土交通省  
「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月4日)



# 経済財政運営と改革の基本方針2014

平成26年6月24日閣議決定



# 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）ポイント図

## <アベノミクスの成果>

- ◆ 実質GDPは6四半期連続でプラス成長
- ◆ もはやデフレ状況になく、デフレ脱却に向けて着実に前進
- ◆ 雇用情勢は着実に改善（新規求人倍率1.6倍台、失業率3%半ば）
- ◆ 賃上げの動きは力強い広がり（14年春闘：月例賃金引上率2%台は過去10年で最高水準）

## <望ましい未来像に向けた道筋>

- ◆ 50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ◆ 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出す
- ◆ 女性、若者をはじめとして、性別、年齢に関わらず、意欲、個性や能力に応じて活躍できる社会、制度、仕組みを構築
- ◆ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進める
- ◆ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

## <今後の4つの課題と対応>

### ①消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応

- 駆け込み需要の反動減はこれまでのところ想定内との見方多し
- 第一および第二の矢による需要の継続的な拡大。第三の矢である成長戦略を更に推進
- 経済対策や賃上げの効果も今後顕在化。反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待

### ②好循環の拡大、成長戦略の強化・深化

○ 需給ギャップが縮小しつつある今こそ、新たなチャレンジを促し、イノベーションを活性化。生産性向上の重要な手段はイノベーションとコーポレートガバナンス。

- 〔 名目3%程度、実質2%程度の成長（2013～22年度平均）を目指す。また実質GNIの伸びを高めていく 〕
- 女性をはじめとする全ての人々の活躍と質の高い人材育成
- 法人税改革、規制改革、安価で安定的な資源・エネルギーの確保により「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備
- 政労使が連携して取組のフォローアップ、雇用・賃金・その他関連する諸制度の在り方などの検討が重要
- ローカル・アベノミクスを通じ、成長戦略の成果を全国津々浦々まで広げる

### ③日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施

- 財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡大、少子化対策を充実
- 地方自治体の創意工夫や努力がより反映されるよう、行政サービスの提供の在り方、政策手段などを大胆に見直す
- 地域の活力維持、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少克服を目指す、総合的に政策を推進。このための司令塔となる本部を設置。

### ④経済再生と財政健全化の好循環

- 三本の矢が持続的に効果を発揮するため、財政規律を堅持
- 国・地方のPBについて2015年度までに赤字対GDP比半減（2010年度比）、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
- 経済成長を通じた税収増加等を実現するとともに、義務的経費も含めた聖域なき歳出削減を図る

## 第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

### 4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

#### （望ましい未来像に向けた政策推進）

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより、以下のような道筋が描かれる。

- ① 人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ② 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③ 年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、仕組みを構築する
- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる
- ⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的な成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。

アベノミクスを始めとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について、引き続き各省が適切に連携しつつ内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

## 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

### 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

#### (3) 地方行財政制度

##### (基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

##### (元気な地方を創るための取組の推進)

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。



## (3) 地方行財政制度（続き）

### (地方財政改革の推進)

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン（5か年計画）」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

### (地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- ・ 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について分かりやすい情報開示を更に進める。
- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- ・ 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- ・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。



# 未来への選択

[これまでの議論の中間整理]

平成26年5月13日

経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会



# 未来への選択 [これまでの議論の中間整理] 概要

## 【確実な未来】

50年後も、人口減少が続き、加速。  
現状のままでは、「人口急減・  
超高齢社会」の到来

人口 (2013年)12,730万人 → (2060年)8,674万人  
 減少幅 { 2008~2013年 ▲16万人/年  
 2010年代後半~2020年代初頭 ▲50~60万人/年  
 2040年代初頭 ▲100万人/年  
 高齢化率 (2013年)25% → (2060年)40%

## 【現状のまま何もしない場合の未来像】

- ・ プラス成長を続けることは困難になり、**マイナス成長が定着**
- ・ 「**人口オーナス**」と「**縮小スパイラル**」の双方が作用し、国民生活低下のおそれ
- ・ 女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、**格差の固定化・再生産**
- ・ 地方で**4分の1以上**の自治体が**消滅可能性**、東京では超高齢化
- ・ 医療・介護費の増加により**財政破たんリスク**の高まり

危機意識  
の共有

未来を  
変える  
時間軸

成長・発展(早期に)  
アベノミクスを機に長期の  
発展経路へ

人口・地域(2020年目途)  
人口減少が加速する前に  
トレンドを変える

2020年のその先へ  
持続的・安定的に成長・  
発展する経済社会

## 【未来への選択】

- ・ 制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- ・ 若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう集中して改革・変革

### ①人口

50年後に1億人程度  
(この場合、その一世代後  
には微増に転じる)

- ・ 国民の希望どおり子  
どもを産み育てられる  
環境により、1億人程  
度の人口を保持
- ・ 資源配分を高年齢者か  
ら子どもへシフト、出  
産・子育て支援を倍増。  
費用は現世代で負担
- ・ 子どものための政策  
推進

### ②成長・発展

経済を世界に開き、  
「**創意工夫による新た  
な価値の創造**」により、  
成長し続ける

- ・ イノベーションが生産  
性向上の切り札
- ・ 産業・企業の「新陳代  
謝・若返り」(ダイナミズム)
- ・ オープンな国づくりと、  
外国人材の戦略的受  
け入れ
- ・ 債務残高対GDP比引  
下げ等の明確な目標

### ③人の活躍

年齢、性別に関わら  
ず能力発揮

- ・ 男女の働き方改革に  
より、能力や意欲に応  
じた活躍の機会充実
- ・ 70歳まで働ける社会  
(新生産年齢人口)
- ・ 未来の技術や産業に  
適応したプレイヤーの  
育成
- ・ 格差の再生産の回避

### ④地域の未来

個性を活かした地域  
戦略、集約・活性化

- ・ 新しい発想で資源を  
利活用し、働く場所を  
つくる(農業、観光等)
- ・ 「集約・活性化」による  
コンパクトな地域・地方  
中枢都市圏域の形成
- ・ 東京への若者の人口  
流出を抑制
- ・ 東日本大震災の復興  
を地域のモデルに

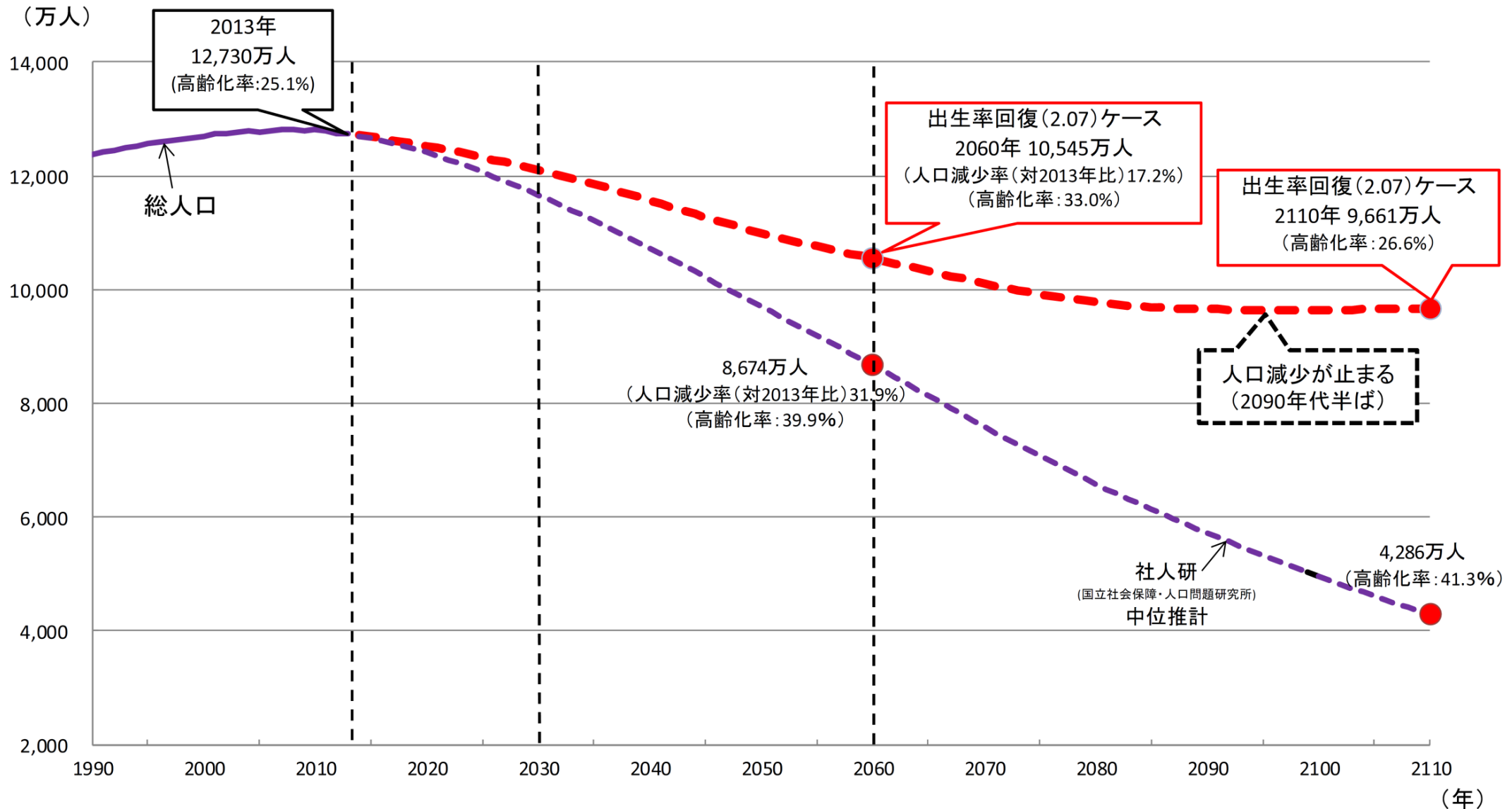
### ⑤信頼・規範

基盤的な制度、文化、  
公共心など社会の土  
台を大切にする

- ・ 日本の国土に育まれ  
た伝統、文化、美意識、  
価値観の継承・発信
- ・ 国際貢献やルールづ  
くりへ参加、世界に発  
信し続ける
- ・ 社会保障制度や財政  
の持続可能性の確保

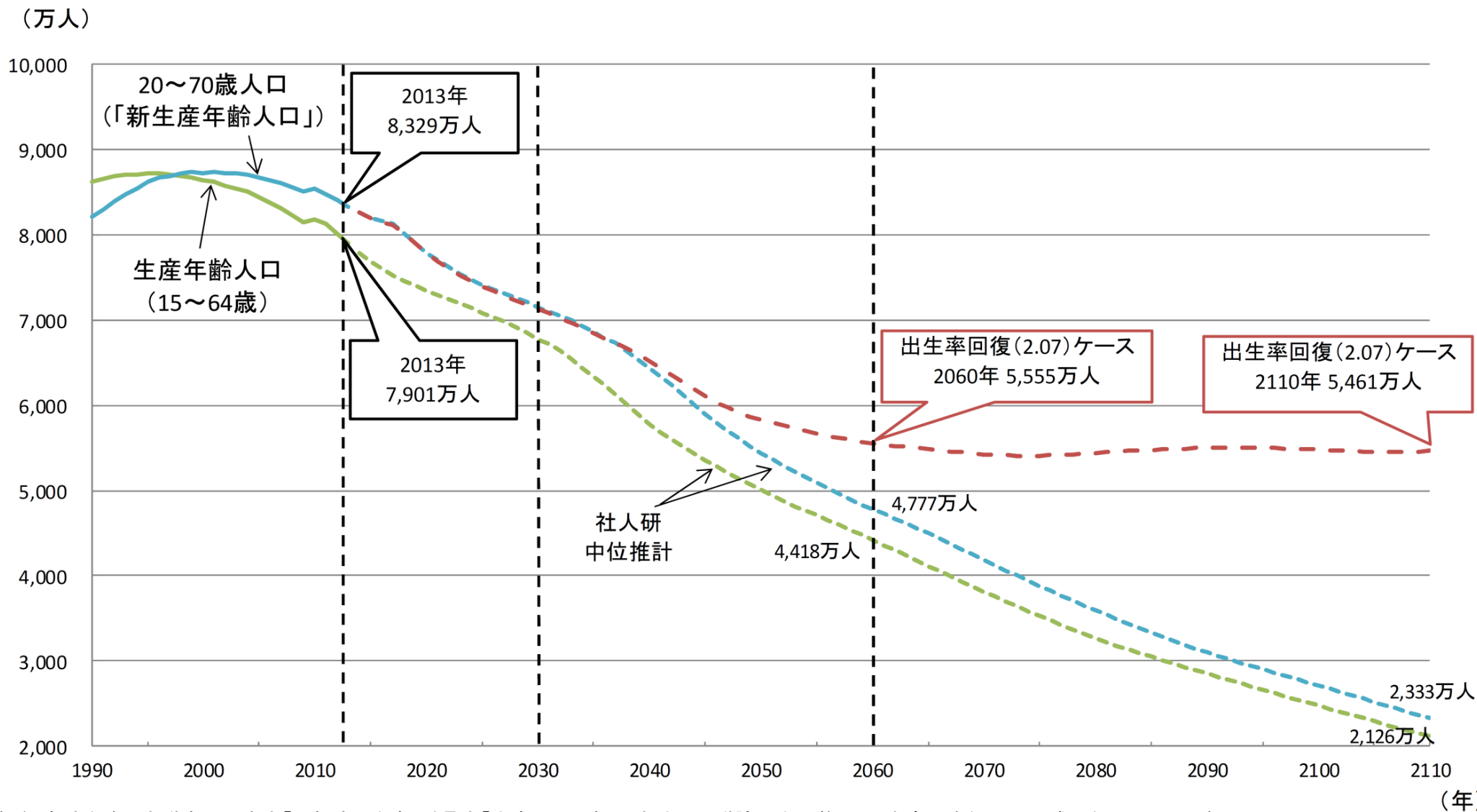
# 長期的な人口（総人口）の推移と将来推計

○ 現状が続けば、2060年には人口が約8,700万人と現在の3分の2の規模まで減少。



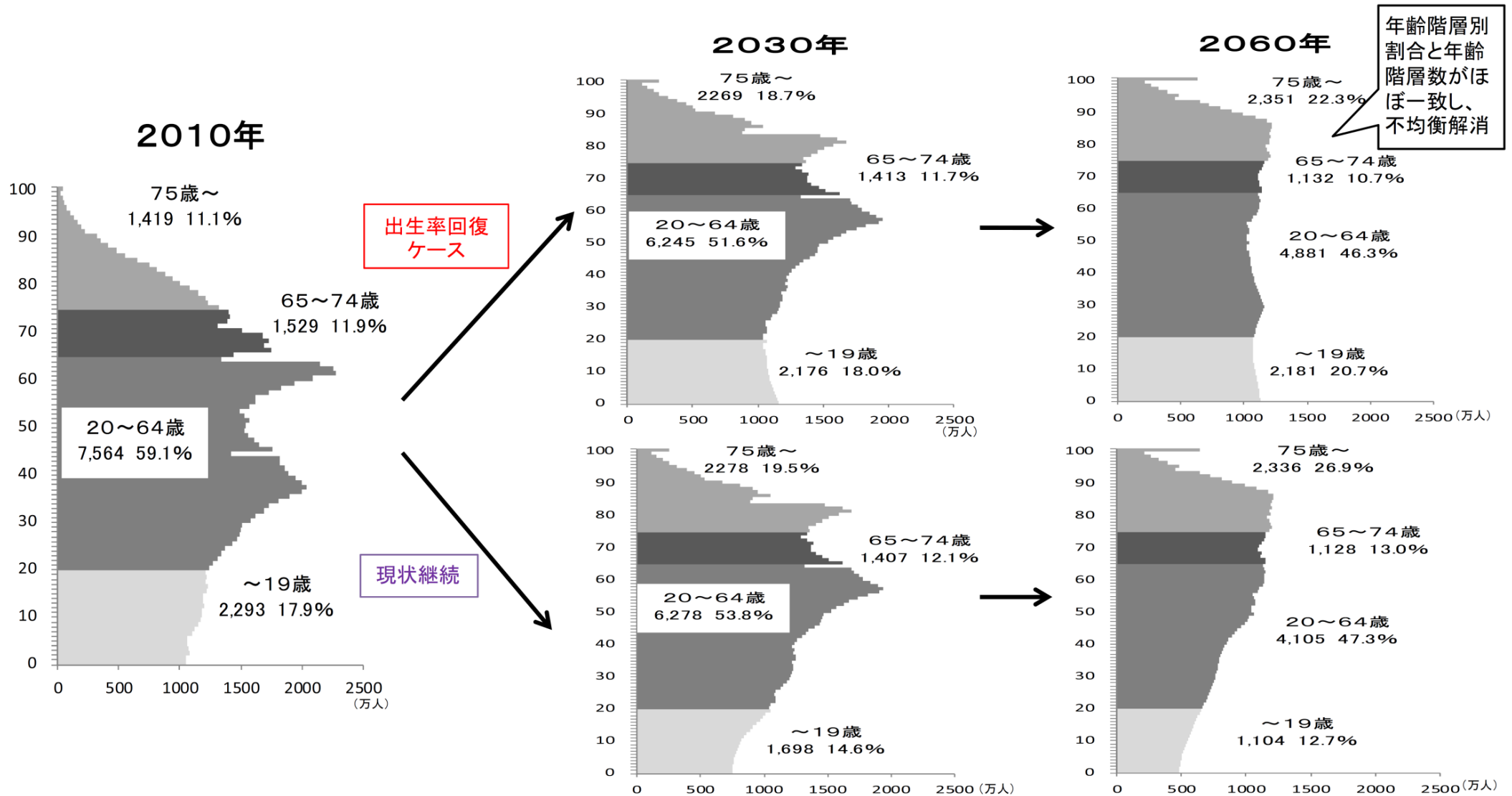
# 長期的な人口（「新生産年齢人口」・生産年齢人口）の推移と将来推計

○ 現状が続けば、2060年には生産年齢人口が約4,400万人まで減少し、その後も同ペースで減少が続く。



# 2060年までの人口構造の変化

- 日本の人口構造の変化を見ると、現在の現役世代は59.1%、高齢者は23.0%。
- 現状のままであれば、2060年になっても人口構成の不均衡が続く。

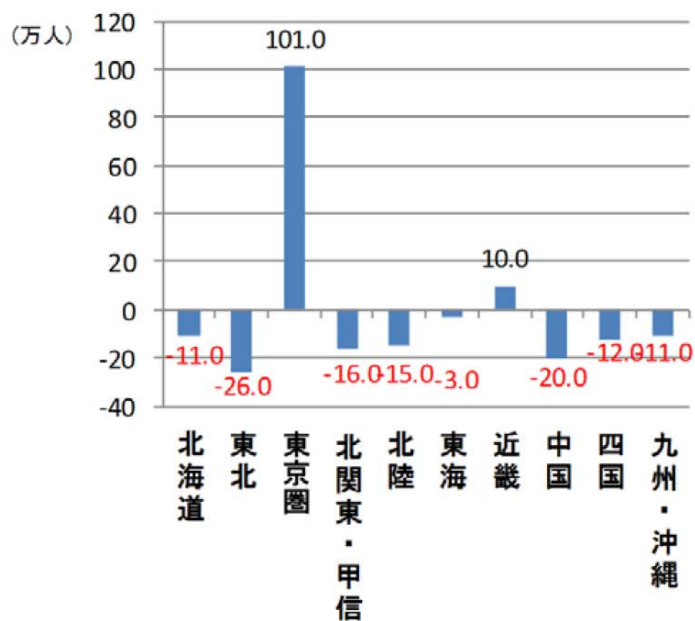




# 東京と地方の就業、所得状況

○ 東京圏への人口の流入と地方での人口減少は、就業、所得状況と表裏一体になっていることを示唆。

①過去10年間の就業者数の増減  
(2003年→2013年の増減数)

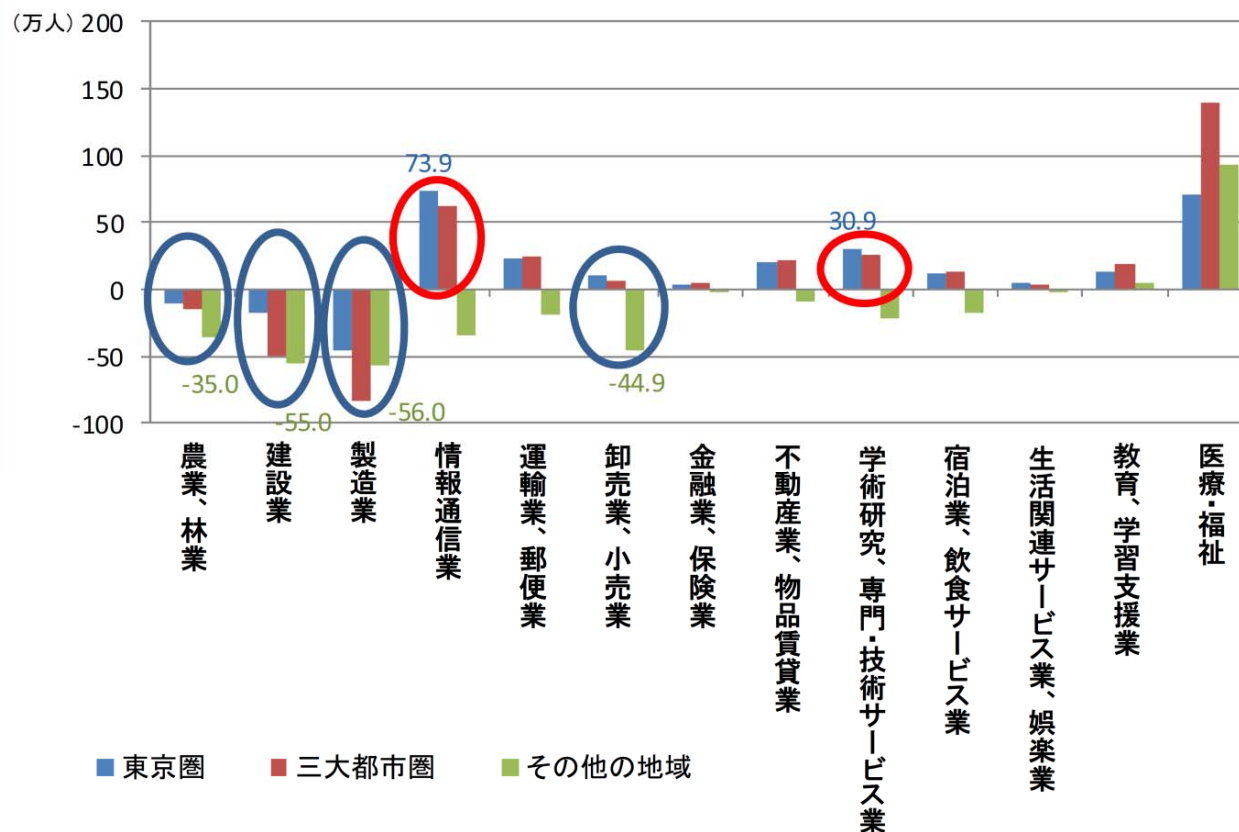


②1人当たり県民所得 東京都と下位5県の比率  
(東京都÷下位5県の平均)

H13		H21
2.19	→	2.04

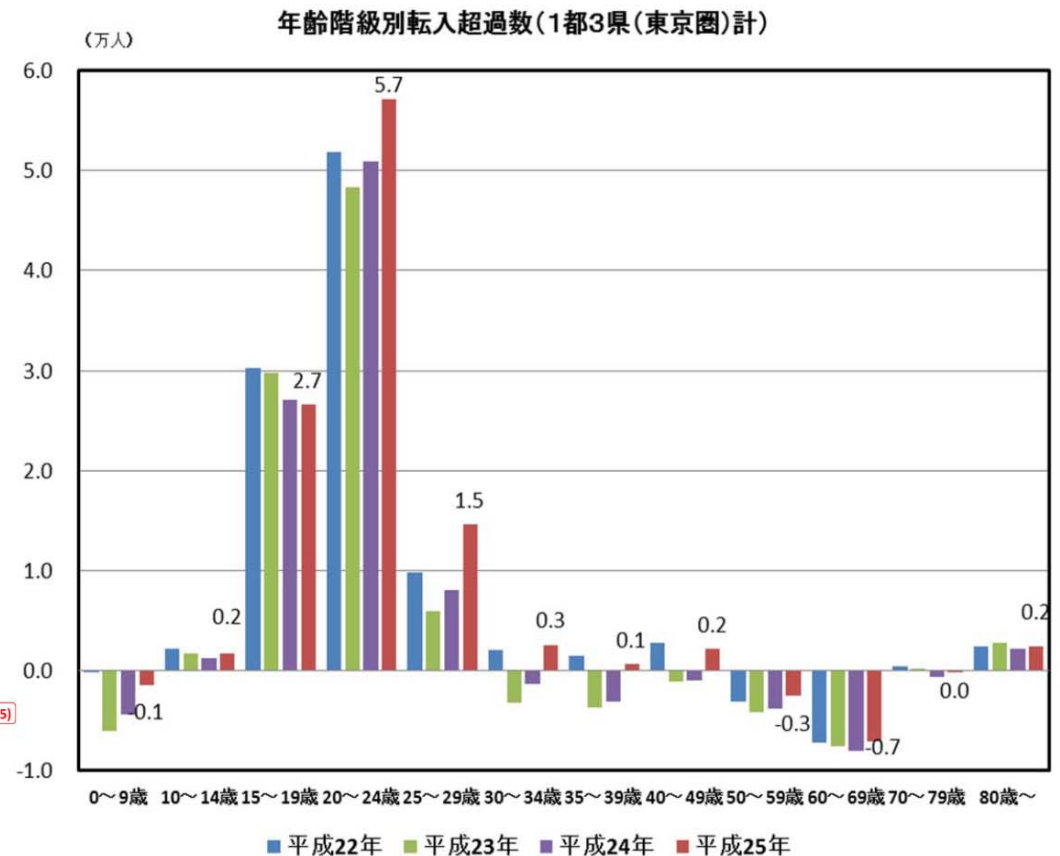
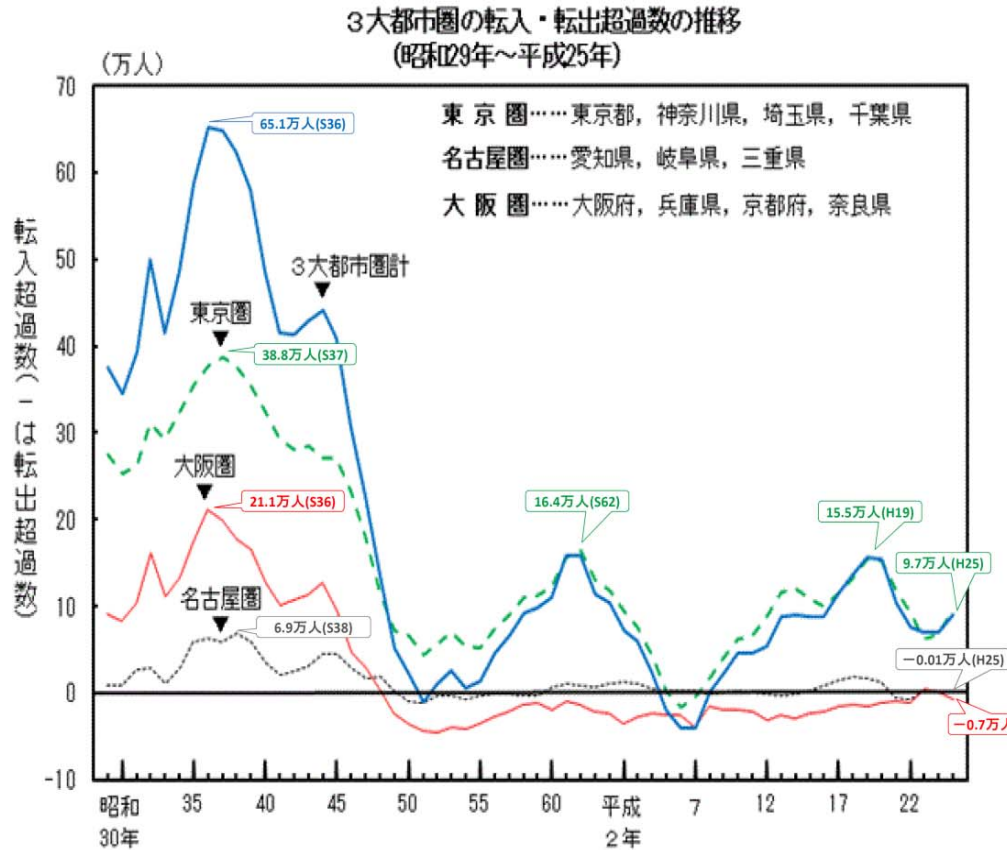
③過去10年間の産業別・地域別 就業者数の増減  
(2003年→2013年の増減数)

農業、建設業、製造業等の就業者数が全国的に減少している一方、東京圏等における情報通信業や専門・技術サービス業等の就業者数は増加。また、医療・福祉就業者数が全国的に増加。



# 東京圏への人口の移動状況

○ 人口移動の状況を見ると、地方圏から東京圏への流出が続いており、年齢別では15歳から24歳までの若年層の割合が大きい。進学や就職の機会に東京に移動していることがうかがわれる。

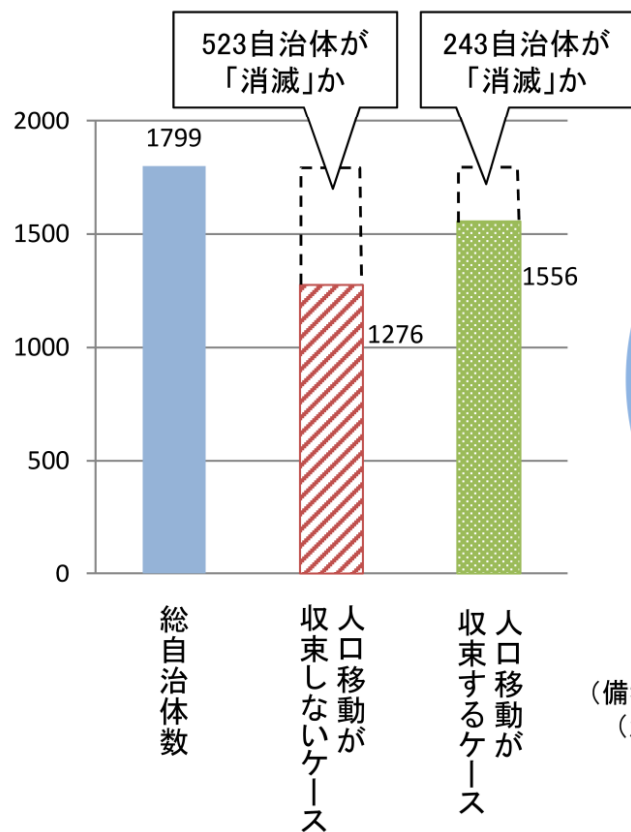




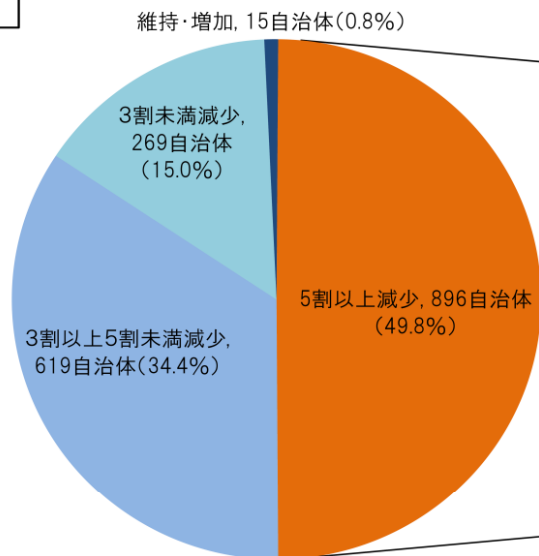
□ 地方から大都市圏(特に東京)への人口移動が収束しないケースでは、2040年時点で、約1,800自治体のうち、523自治体は「消滅可能性」が危惧される。収束するケースでも、243自治体が「消滅可能性」。

2040年時点の自治体数

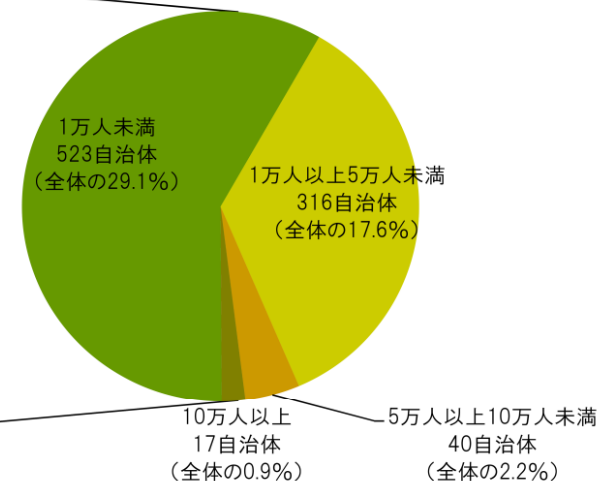
人口移動が収束しないケースにおいて、「20～39歳の女性人口」が5割以下に減少する自治体数の推計結果



20～39歳女性人口の変化率でみた市町村数



20～39歳女性人口が5割以上減少する市町村の人口規模別にみた内訳



- (備考) 第1回「選択する未来」委員会 増田委員提出資料(平成26年1月30日)をもとに作成。  
 (注) 1. 「消滅可能性の高い自治体」とは、2010年から2040年までの間に「20～39歳の女性人口」が5割以下に減少する自治体のうち、2040年に人口が1万人未満となる自治体と定義。  
 2. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」及びその関連データより作成。  
 3. 人口移動が収束しないと仮定した場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口の社会純増数(純移動率がプラスとなっている項の合計)と社会純減数(純移動率がマイナスとなっている項の合計)とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別(85歳未満まで)の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を作成し乗じて推計したもの。  
 4. 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみている。また、福島県の自治体を含めない。



# 「国土のグランドデザイン2050」

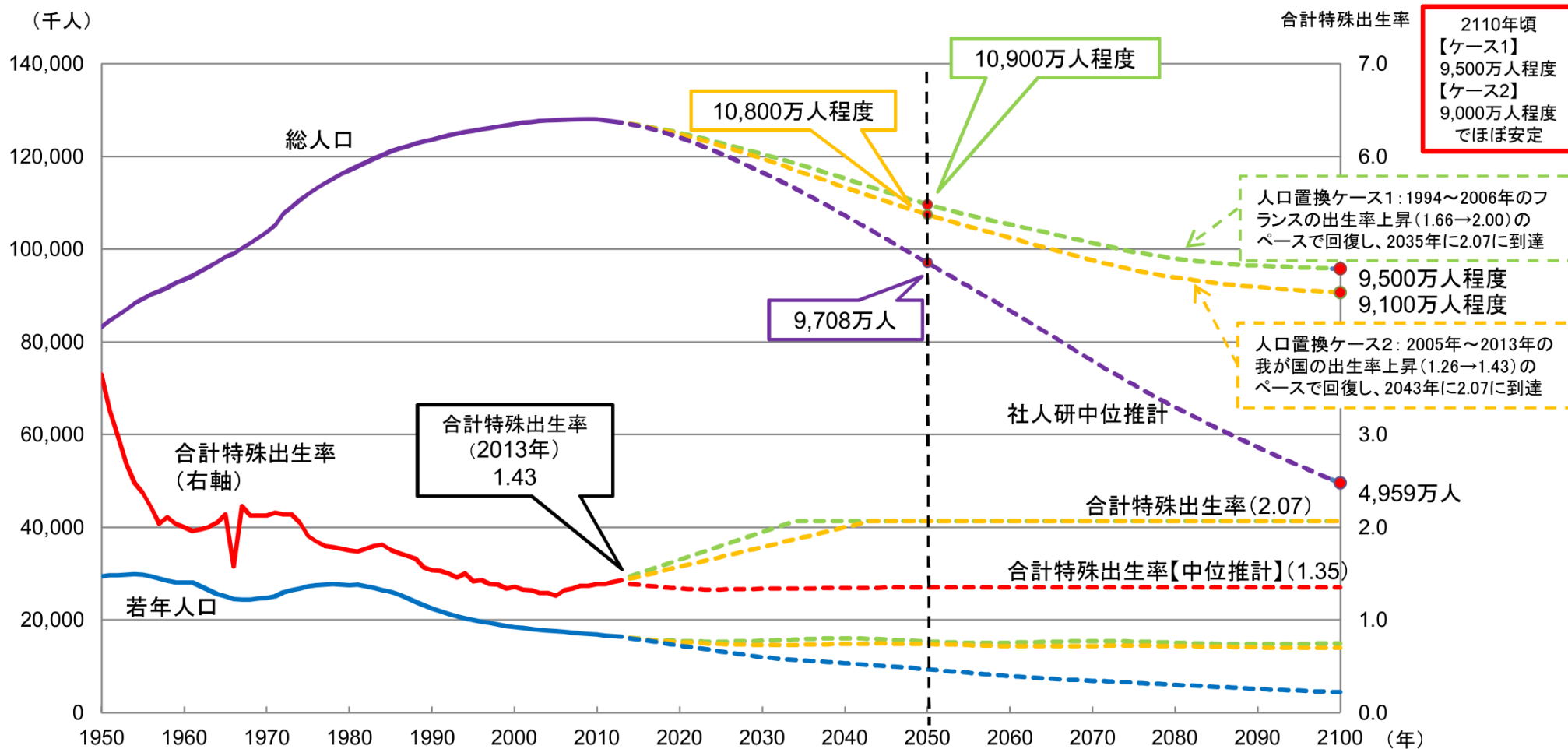
平成26年7月4日

国土交通省



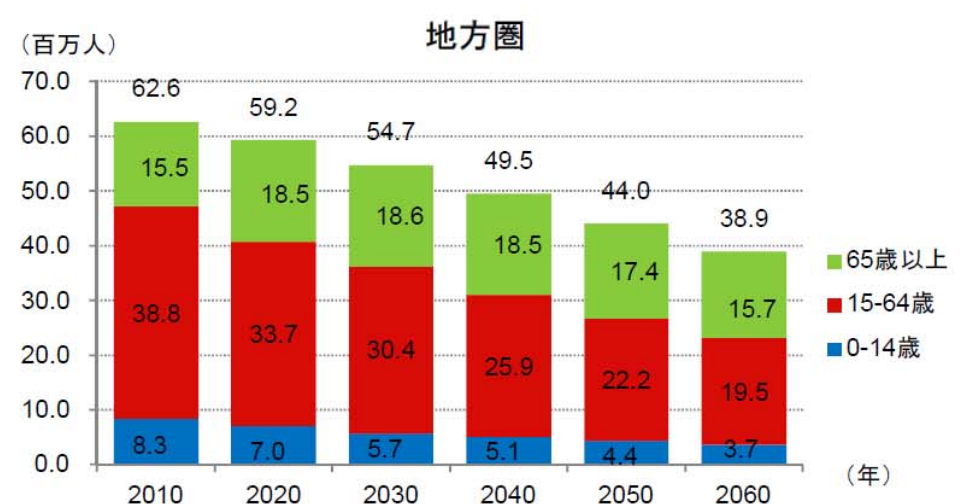
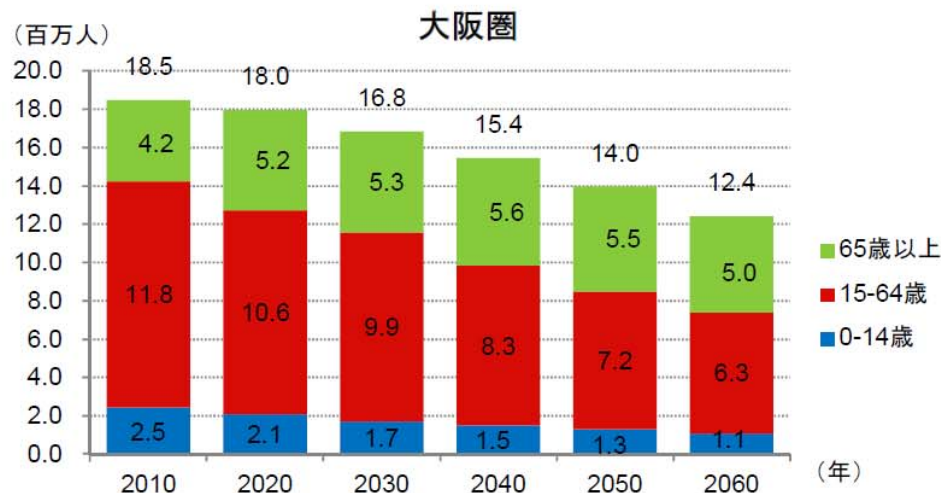
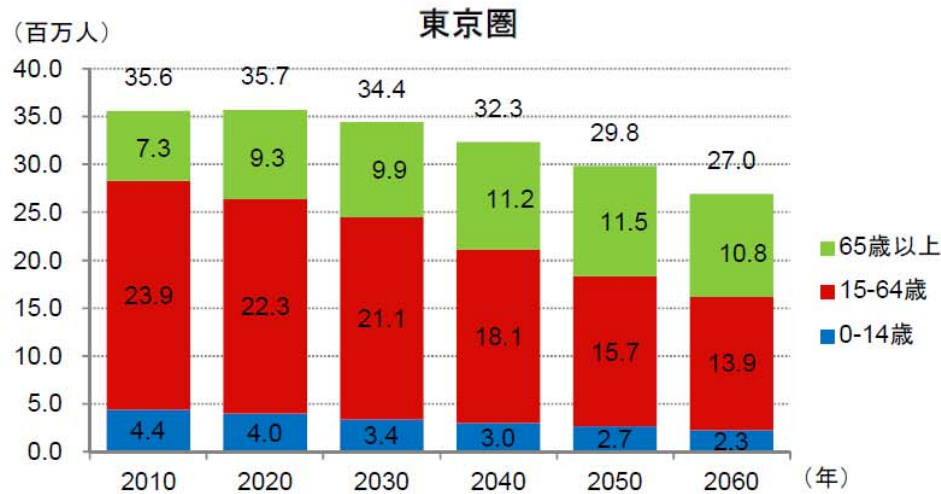
# 将来推計人口の動向（出生率回復の場合の試算）

○ 社人研の中位推計(出生率1.35程度で推移)では、総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまで減少。



# 地域毎の将来推計人口の動向

○ 大都市圏・地方圏別の将来推計人口(中位推計)の動向を年齢別にみると、全ての地域で若年・生産年齢人口の減少や高齢者の増加が進むが、①東京圏での高齢者の大幅増、②地方圏での生産年齢人口の大幅減など、地域差がみられる。



出典: 国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)

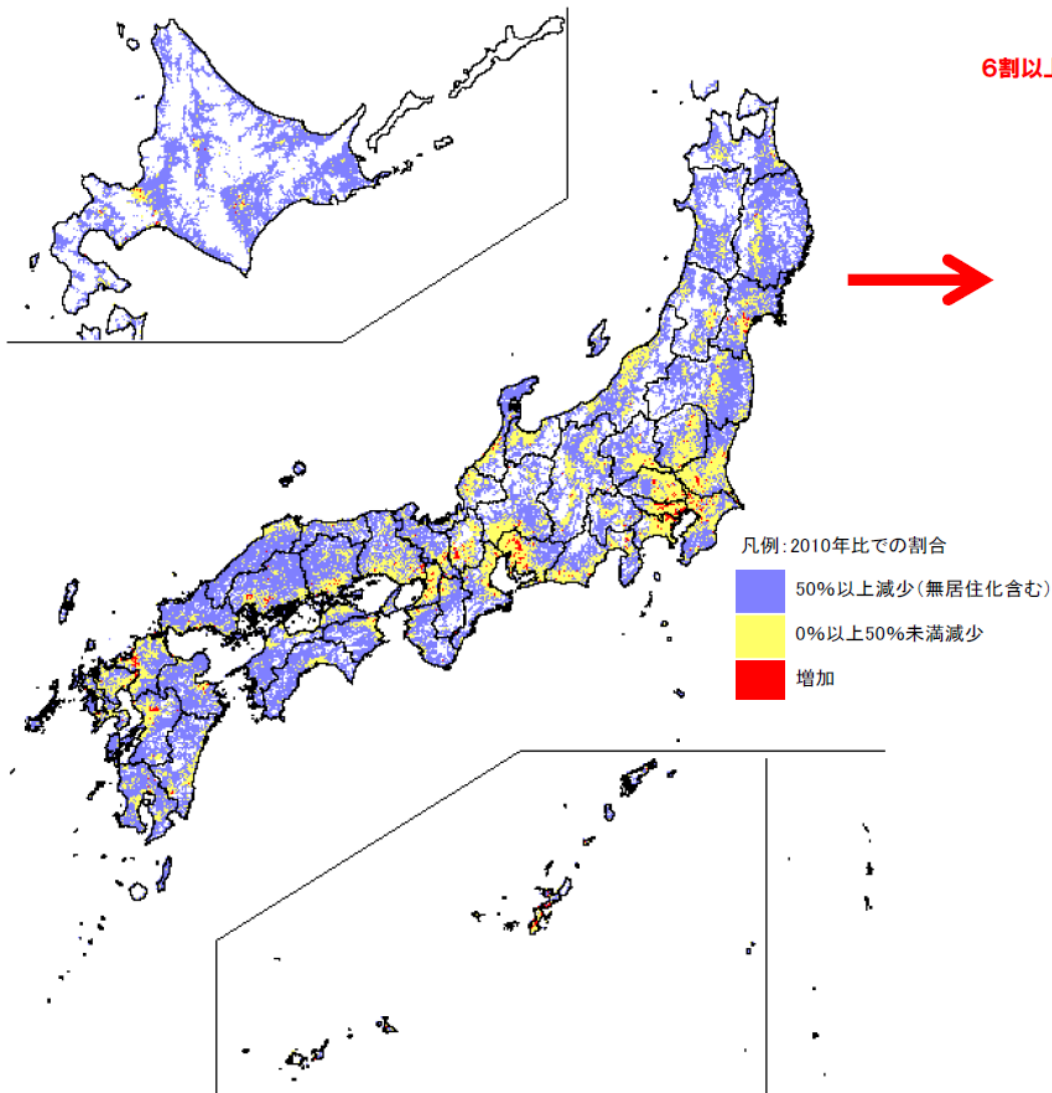
注) 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域

# 人口の低密度化と地域偏在

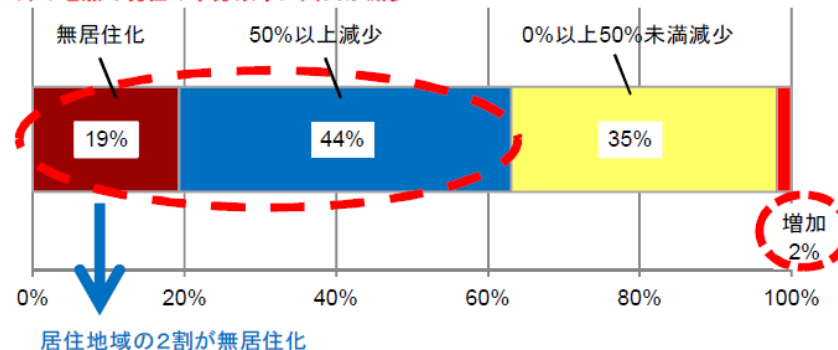
- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km<sup>2</sup>毎の地点」で見ると、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

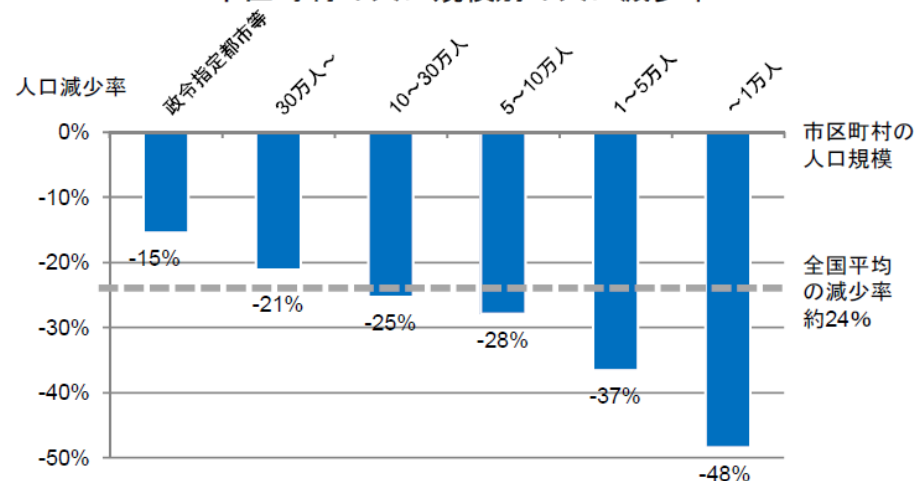


人口増減割合別の地点数

6割以上(63%)の地点で現在の半分以下に人口が減少



市区町村の人口規模別の人口減少率

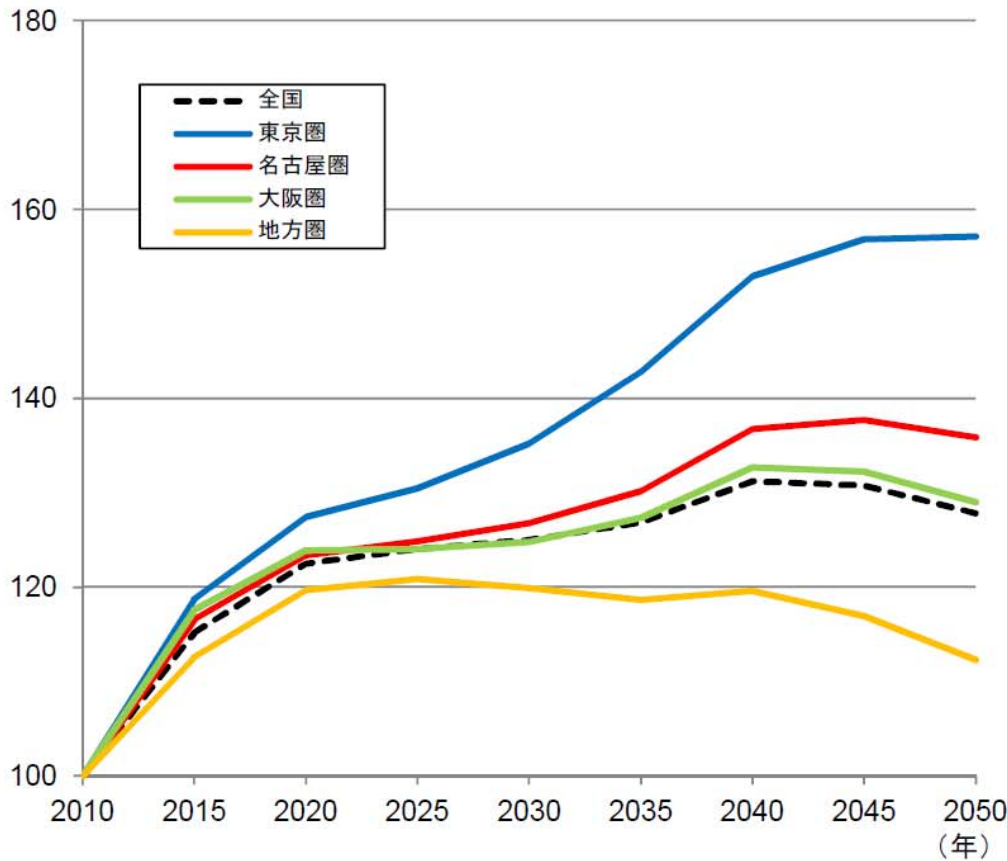




# 高齢人口・高齢化率の推移

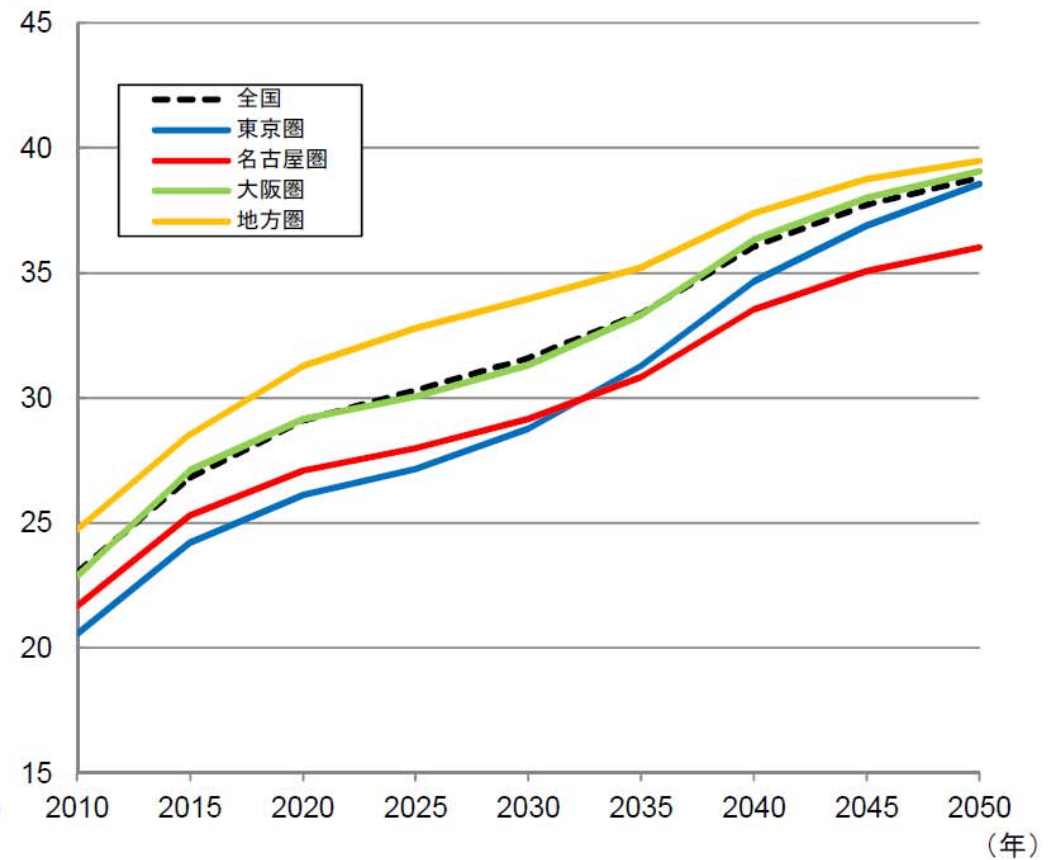
- 高齢人口の指数(2010年=100)をみると、2050年にかけて東京圏における増加が顕著。
- 高齢化率をみると、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移する。

高齢人口(2010年を100)



(%)

高齢化率の推移



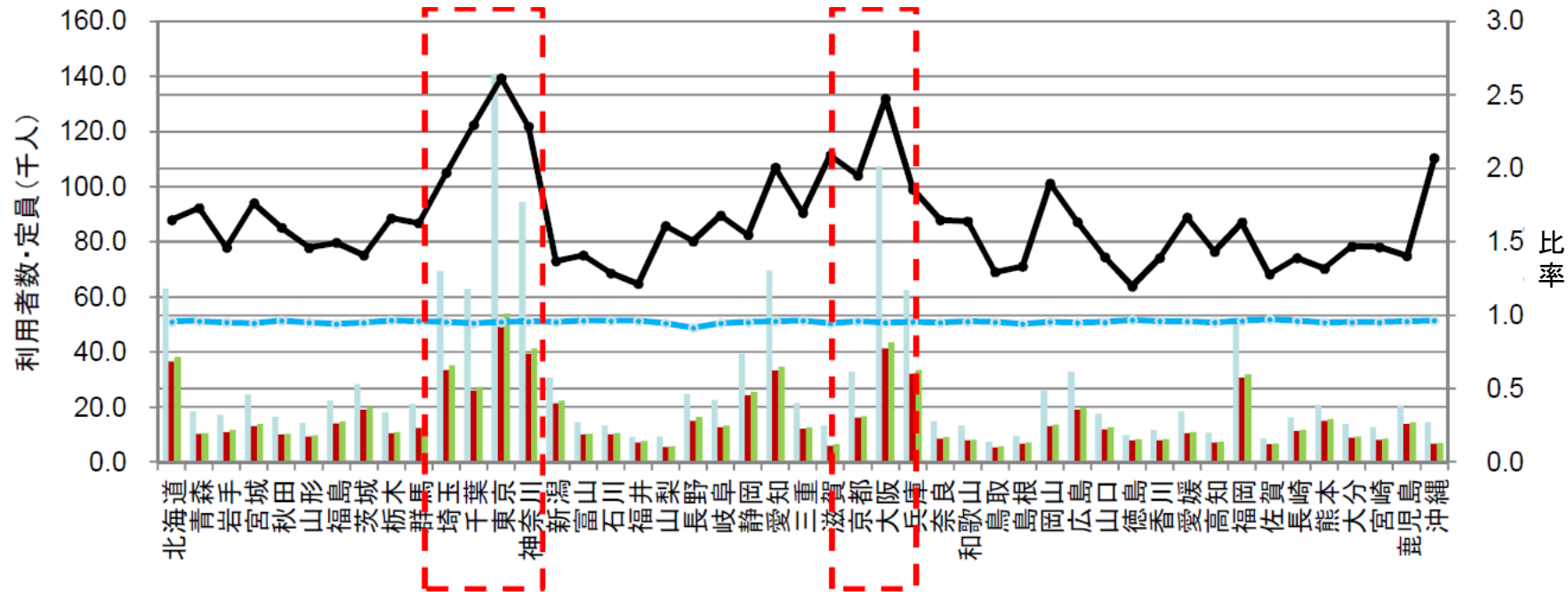


# 高齢者数の急増に伴う介護サービス需要の増加

- 高齢者数の急増が見込まれる東京圏や関西圏では、介護サービス需要が大幅に増加すると予想される。
- 現在の介護保険施設の利用率をもとに単純に平成37年の施設利用者数を推計(※)すると、東京都では、平成22年の定員の2.5倍程度の人数となる。

※施設の性別・年齢階級別利用率が変わらないと仮定

平成37年の施設のサービス利用者数(推計)に対する現在の介護保険施設定員数の比率



- 平成37年施設利用者数(推計)
- 平成22年介護保険施設利用者数
- 平成22年介護保険施設定員
- 平成37年利用者/平成22年定員(※)
- 平成22年利用者/平成22年定員

(※) 平成22年時点介護保険施設の定員が平成37年まで全く増えないと仮定した場合の施設定員数に対する利用者の割合

(推計方法)

$$\frac{\text{平成37年性別・年齢別・要介護度別要介護認定率}}{\text{平成22年度性別・年齢別・要介護度別要介護認定者数/平成22年性別・年齢別人口}} \times \text{平成37年性別・年齢別人口(推計値)}$$

$$= \frac{\text{平成37年性別・年齢別要介護度別要介護者数}}{\text{平成22年性別・年齢別要介護度別要介護者数}}$$

$$\frac{\text{平成37年性別・年齢別要介護度別施設サービス利用率}}{\text{平成22年性別・年齢別要介護度別施設サービス利用者数/平成22年性別・年齢別要介護認定者数}} \times \text{平成37年性別・年齢別要介護度別要介護者数}$$

$$= \text{平成37年施設のサービス利用者数}$$



# 地方中枢拠点都市等について



# 第30次地方制度調査会答申（地方中枢拠点都市部分）【抜粋】

（「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日））

## 第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

### 1 現状認識

#### （1）我が国における今後の基礎自治体の役割

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われているのである。

三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）においては、これまで比較的緩やかであった高齢化が今後急速に進行するとともに、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新期を迎える。三大都市圏では、このように増加する行政課題に対応しつつ、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期を迎える中で、引き続き我が国の経済をけん引する役割を果たすことが求められている。

指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市（以下「地方中枢拠点都市」という。）を核とする圏域においては、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、三大都市圏と並んで地域の個性を發揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められている。

また、地方圏のうち地方中枢拠点都市を核とする圏域以外の地域についても、中心市と近隣の基礎自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることによって、引き続き住民が安心して生活できる基盤を維持していくことが必要である。

# 基礎自治体による行政サービス提供のあり方

## 地方圏

### 地方中枢拠点都市(圏)

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 地方中枢拠点都市の要件: ㉞政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和)、①昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。

#### ① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

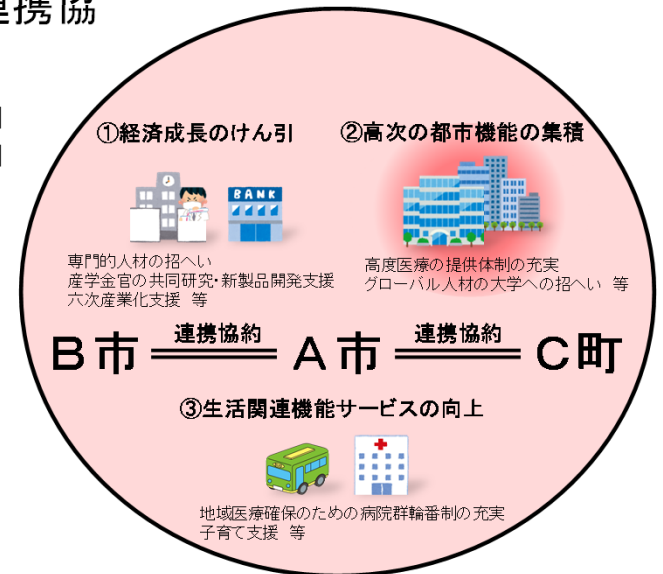
#### ② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

#### ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、地方財政措置の詳細について具体化。
  - ※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。
- **地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。**



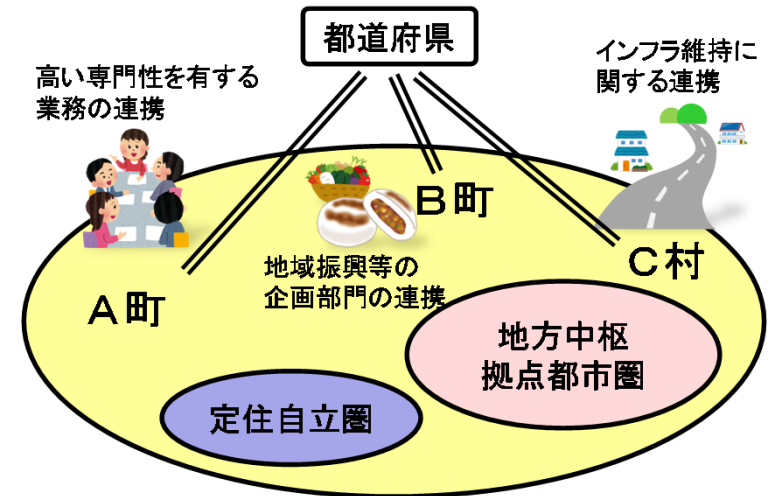
### 定住自立圏

- 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

## 地方圏

### 条件不利地域における市町村と都道府県の連携

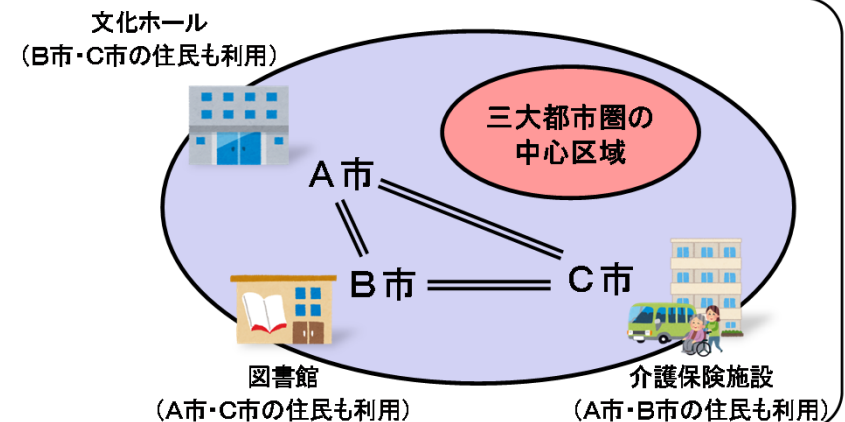
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- **専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務**等について、**地域の实情に応じて対象事務や連携方法を協議**して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



## 三大都市圏

### 水平的・相互補完的、双務的な連携

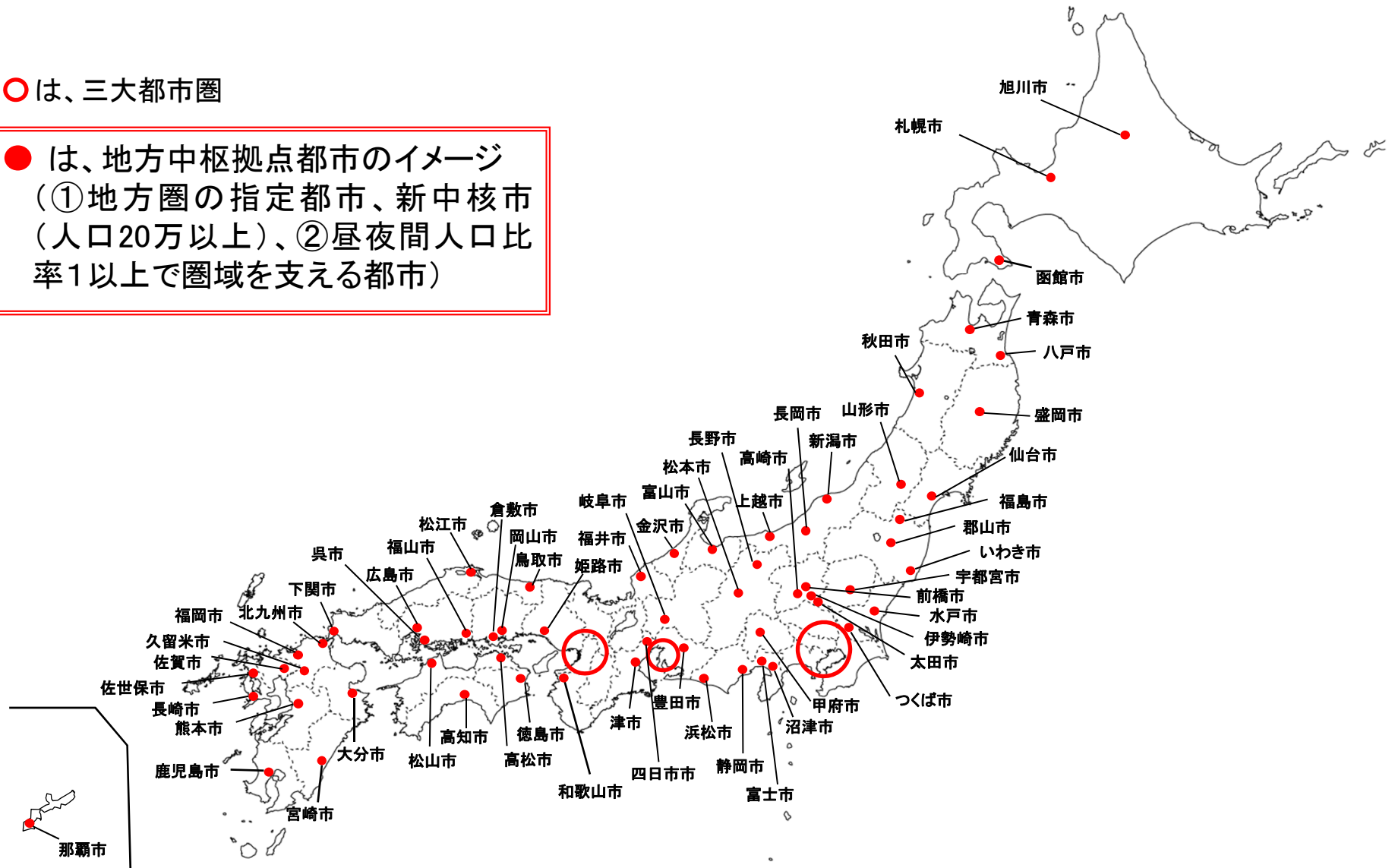
- 現在は広域連携があまり進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設**や**介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



# 地方中枢拠点都市のイメージ

○は、三大都市圏

●は、地方中枢拠点都市のイメージ  
(①地方圏の指定都市、新中核市  
(人口20万以上)、②昼夜間人口比  
率1以上で圏域を支える都市)





# 地方中枢拠点都市となり得る市の人口及び昼夜間人口比率

都市名	平成17年 国勢調査人口	平成22年 国勢調査人口	人口増加率	昼夜間 人口比率	種別
札幌市	1,880,863	1,913,545	1.74%	1.0063	指定都市
福岡市	1,401,279	1,463,743	4.46%	1.1189	指定都市
広島市	1,154,391	1,173,843	1.69%	1.0209	指定都市
仙台市	1,025,126	1,045,986	2.03%	1.0726	指定都市
北九州市	993,525	976,846	▲ 1.68%	1.0274	指定都市
新潟市	813,847	811,901	▲ 0.24%	1.0176	指定都市
浜松市	804,032	800,866	▲ 0.39%	1.0521	指定都市
熊本市	727,978	734,474	0.89%	1.0308	指定都市
静岡市	723,323	716,197	▲ 0.99%	1.0327	指定都市
岡山市	696,172	709,584	1.93%	1.0416	指定都市
鹿児島市	604,367	605,846	0.24%	1.0147	中核市
姫路市	536,232	536,270	0.01%	1.0114	中核市
松山市	514,937	517,231	0.45%	1.0134	中核市
宇都宮市	502,396	511,739	1.86%	1.0461	中核市
倉敷市	469,377	475,513	1.31%	1.0024	中核市
大分市	462,317	474,094	2.55%	1.0217	中核市
金沢市	454,607	462,361	1.71%	1.0795	中核市
福山市	459,087	461,357	0.49%	1.0043	中核市
長崎市	455,206	443,766	▲ 2.51%	1.0316	中核市
富山市	421,239	421,953	0.17%	1.0633	中核市
豊田市	412,141	421,487	2.27%	1.0886	中核市
高松市	418,125	419,429	0.31%	1.0455	中核市
岐阜市	413,367	413,136	▲ 0.06%	1.0382	中核市
宮崎市	395,593	400,583	1.26%	1.0209	中核市
長野市	386,572	381,511	▲ 1.31%	1.0425	中核市
高崎市	364,919	371,302	1.75%	1.0294	中核市
和歌山市	375,591	370,364	▲ 1.39%	1.0443	中核市
旭川市	355,004	347,095	▲ 2.23%	1.0053	中核市
高知市	348,990	343,393	▲ 1.60%	1.0286	中核市
いわき市	354,492	342,249	▲ 3.45%	1.0008	中核市
前橋市	340,904	340,291	▲ 0.18%	1.0454	中核市
郡山市	338,834	338,712	▲ 0.04%	1.0569	中核市

都市名	平成17年 国勢調査人口	平成22年 国勢調査人口	人口増加率	昼夜間 人口比率	種別
秋田市	333,109	323,600	▲ 2.85%	1.0463	中核市
那覇市	312,393	315,954	1.14%	1.0912	中核市
四日市市	303,845	307,766	1.29%	1.0350	特例市
久留米市	306,434	302,402	▲ 1.32%	1.0059	中核市
青森市	311,386	299,520	▲ 3.81%	1.0173	中核市
盛岡市	300,746	298,348	▲ 0.80%	1.0638	中核市
福島市	297,357	292,590	▲ 1.60%	1.0345	
津市	288,538	285,746	▲ 0.97%	1.0288	
長岡市	288,457	282,674	▲ 2.00%	1.0257	特例市
下関市	290,693	280,947	▲ 3.35%	1.0066	中核市
函館市	294,264	279,127	▲ 5.14%	1.0272	中核市
水戸市	262,603	268,750	2.34%	1.1279	特例市
福井市	269,144	266,796	▲ 0.87%	1.1038	特例市
徳島市	267,833	264,548	▲ 1.23%	1.0957	
佐世保市	269,574	261,101	▲ 3.14%	1.0131	特例市
山形市	256,012	254,244	▲ 0.69%	1.0749	特例市
富士市	253,297	254,027	0.29%	1.0112	特例市
松本市	242,541	243,037	0.20%	1.0720	特例市
呉市	251,003	239,973	▲ 4.39%	1.0119	特例市
八戸市	244,700	237,615	▲ 2.90%	1.0512	特例市
佐賀市	241,361	237,506	▲ 1.60%	1.0744	
太田市	213,160	216,465	1.55%	1.0586	特例市
つくば市	200,528	214,590	7.01%	1.0866	特例市
松江市	210,796	208,613	▲ 1.04%	1.0360	特例市
伊勢崎市	202,447	207,221	2.36%	1.0254	特例市
上越市	208,082	203,899	▲ 2.01%	1.0022	特例市
沼津市	208,005	202,304	▲ 2.74%	1.0745	特例市
甲府市	200,096	198,992	▲ 0.55%	1.1392	特例市
鳥取市	201,740	197,449	▲ 2.13%	1.0365	特例市

平成22年人口平均 445,778

※ 人口及び昼夜間人口比率は原則として平成22年国勢調査に基づく（平成11年4月1日以降に合併した市であって、合併前の直近の国勢調査において人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上の市については、合併前の直近の国勢調査の比率を記載。平成17年国勢調査まで要件を満たしていた市については、平成17年国勢調査の比率を記載）。  
 ※ 種別は平成25年4月1日時点。

# 新たな広域連携モデル構築事業

## 新たな広域連携とは

- ・ 人口減少社会においても、全国の市町村が、地方自治体として持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、近隣市町村との有機的な連携による活性化が必要。
- ・ そのため、今国会で地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- ・ この連携協約を活用し、地方中枢拠点都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を実現。

## 新たな広域連携モデル構築事業について

- ・ 新たな広域連携の取組を推進するため、国が積極的に支援して地方公共団体と共に先行的モデルを構築。  
※ 平成26年度予算額 約1.3億円(委託費)
- ・ 本事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る。

## 委託団体一覧

- ・ 地方中枢拠点都市圏形成に向けた連携(9事業)  
盛岡市、姫路市、倉敷市、広島市、福山市、下関市・北九州市、北九州市、熊本市、宮崎市
- ・ 条件不利地域における都道府県による市町村の補完(2事業)  
鳥取県、大分県

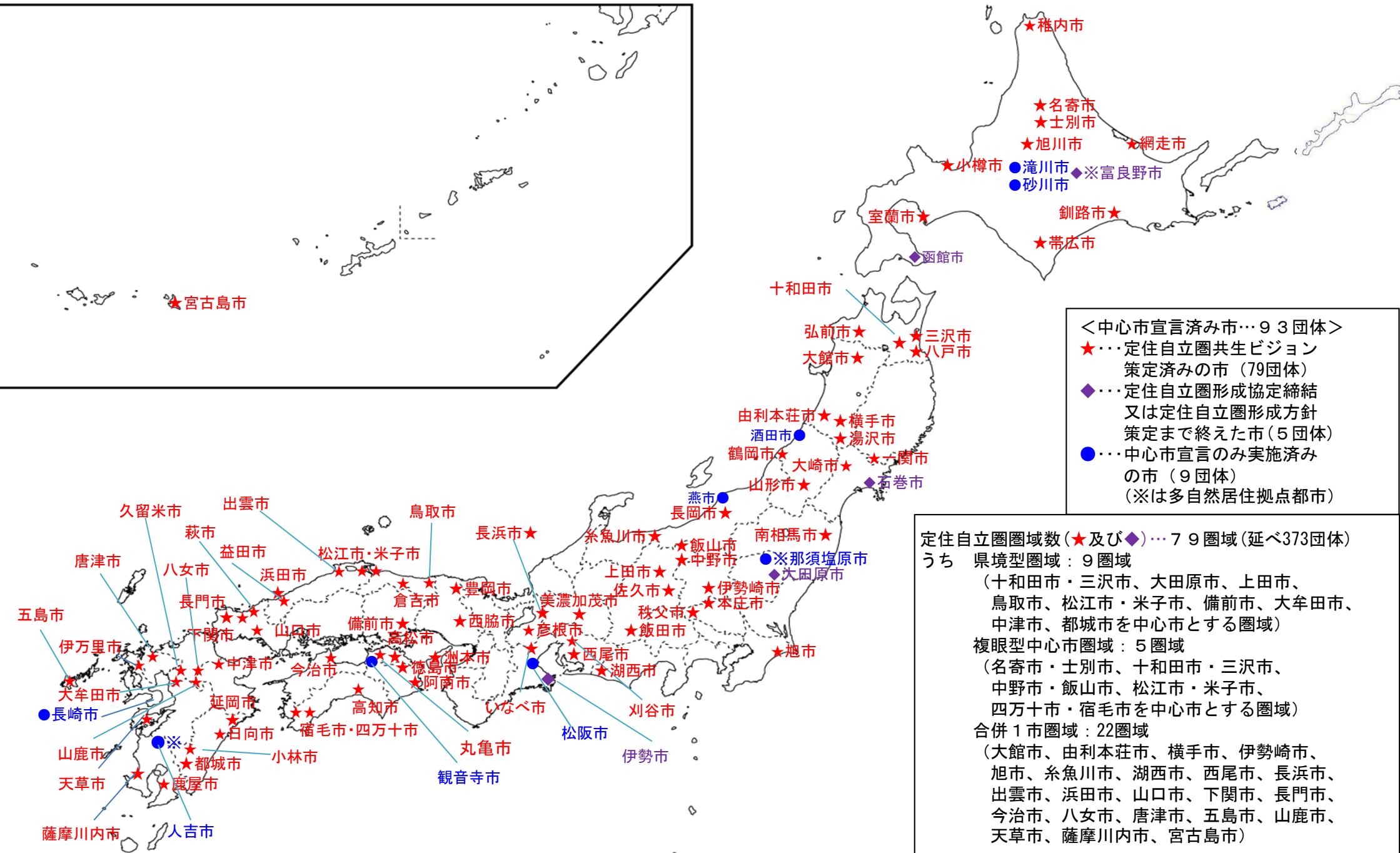
# 新たな広域連携モデル構築事業 委託団体一覧①

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	取組内容の特徴
1 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組				
盛岡市	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町 葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 (計:2市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人)	3,642km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関等の集積を活かし、デジタルコンテンツ産業関連を中心としたIT人材の育成及び新産業の創出等を促進</li> <li>・圏域内の救急医療体制の再整備</li> </ul>
姫路市	【兵庫県】相生市、加古川市、赤穂市 高砂市、加西市、宍粟市、たつの市 稲美町、播磨町、市川町、福崎町 神河町、太子町、上郡町、佐用町 (計:7市8町)	1,327,193人 (うち姫路市 536,270人)	2,800km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最高水準の大型放射光施設「SPring-8」等の立地を活かし、研究機関等と連携し、企業の革新的技術及び新製品の開発等を促進</li> </ul>
倉敷市	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市 高梁市、新見市、浅口市、早島町 里庄町、矢掛町 (計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)	2,463km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や買い物弱者等のニーズに応えるためのソーシャルビジネスの起業を促進</li> <li>・高梁川流域の農作物のブランドを育成</li> </ul>
広島市	【広島県】呉市、竹原市、三原市 大竹市、東広島市、廿日市市 安芸高田市、江田島市、府中町 海田町、熊野町、坂町、安芸太田町 北広島町 【山口県】岩国市、柳井市(計:10市6町)	2,257,019人 (うち広島市 1,173,843人)	5,766km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車への普及への対応など自動車関連産業の発展を図るとともに、同産業が有する高度なものづくり技術を活用し、医療関連分野等への参入を促進</li> <li>・高精度放射線治療など高度な医療の実現</li> <li>・県境を越えた取組</li> </ul>
福山市	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市 世羅町、神石高原町 (計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)	2,509km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少高齢社会をふまえ、健康寿命の延伸につながる商品開発など高齢者ビジネスの育成や地域包括ケアシステムの構築を促進</li> <li>・県境を越えた取組</li> </ul>
下関市 北九州市		【下関市】 280,947人 【北九州市】 976,846人	【下関市】 716km <sup>2</sup> 【北九州市】 490km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県境を越えたシティリージョンの取組</li> <li>・両市間の各種分野における連携実績を背景に、訪日観光客誘致や東アジア経済交流を促進</li> </ul>

# 新たな広域連携モデル構築事業 委託団体一覧②

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	取組内容の特徴
<b>1 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組</b>				
北九州市	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市 中間市、宮若市、芦屋町、水巻町 岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町 苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町 築上町（計：5市11町）	1,420,446人 (うち北九州市 976,846人)	1,416km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場製造業の自動車産業への参入の機会拡大などを背景に、自動車部品産業集積への取組を推進</li> <li>・大学や研究機関等が進出する北九州学術研究都市を活用し、ロボットなど新たな成長分野を通じた地場産業振興に向けた取組を推進</li> </ul>
熊本市	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市 美里町、玉東町、大津町、菊陽町 西原村、御船町、嘉島町、益城町 甲佐町、山都町（計：3市9町1村）	1,069,185人 (うち熊本市 734,474人)	1,872km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国有数の農業産出額を活かし、オール九州の展示商談会の開催を通じて、6次産業化やスケールメリットを活かした販路拡大を促進</li> <li>・外国人観光客の増加を見込み、スマートフォンなどのICT環境を整備し、「もっと歩く観光」を推進</li> </ul>
宮崎市	《最小単位》 【宮崎県】国富町、綾町（計：2町） 《最大単位》 宮崎県内全域	《最小単位》 428,716人 《最大単位》 1,135,233人 (うち宮崎市 400,583人)	《最小単位》 880km <sup>2</sup> 《最大単位》 6,795km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合発達支援センターの診療待機者の増加等を背景に、宮崎大学医学部と連携した常勤医師の確保及び相談支援専門員の機能強化を推進</li> <li>・津波防災対策やスポーツランドみやざきを推進</li> <li>・各事業ごとに関係団体が異なる重層的構造</li> </ul>
<b>2 条件不利地域における都道府県による補完の取組</b>				
鳥取県	【鳥取県】日吉津村、大山町、南部町 伯耆町、日南町、日野町、江府町 (計：6町1村)	【関係町村計】 56,571人	【関係町村計】 1,047km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係町村の専門知識の不足等を背景に、災害復旧時の人的支援等の体制構築を図るとともに、電算システムにおける県システムの連携活用を検討</li> </ul>
大分県	【大分県】九重町、姫島村（計：1町1村）	【九重町】 10,421人 【姫島村】 2,189人	【九重町】 271km <sup>2</sup> 【姫島村】 7km <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における水産業の振興や中山間地域におけるスポーツツーリズムの推進を検討</li> </ul>

# 定住自立圏構想の取組状況（平成26年5月1日現在）



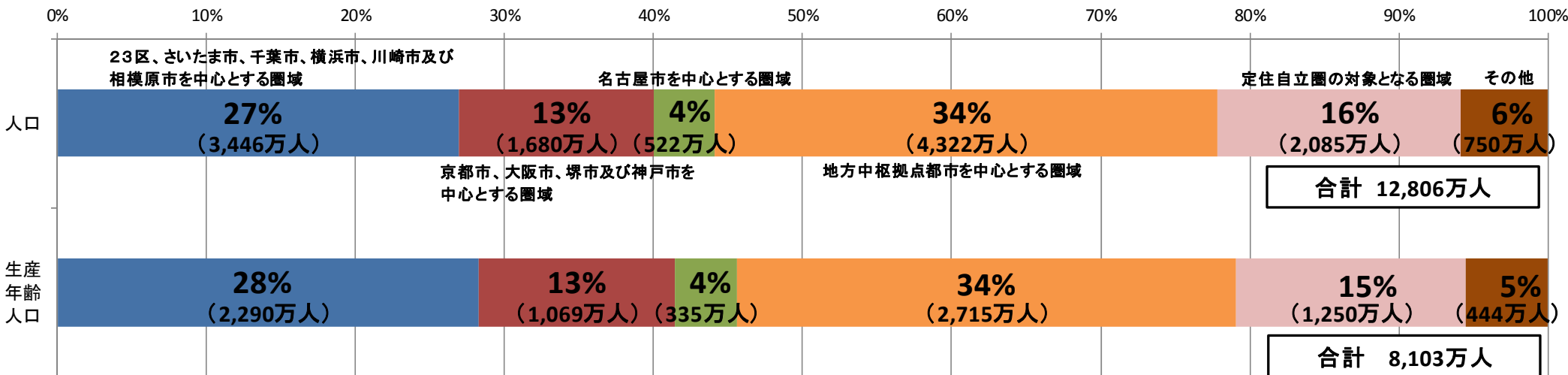


## 定住自立圏構想の取組状況 (平成26年5月1日現在)

	都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)		都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)	札幌市、苫小牧市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市	25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)	青森市、五所川原市、むつ市	26	京都府		福知山市
3	岩手県	一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	姫路市、たつの市、加東市、加西市
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	29	奈良県		天理市
6	山形県	山形市、鶴岡市、酒田市	米沢市、新庄市、東根市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※近隣市町村として取組済み)
9	栃木県	大田原市、那須塩原市	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、日光市	33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	35	山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市
12	千葉県	旭市	館山市	36	徳島県	徳島市、阿南市	—
13	東京都		青梅市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
15	新潟県	長岡市、糸魚川市、燕市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、上越市、佐渡市、南魚沼市	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	(南国市 ※近隣市町村として取組済み)
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
19	山梨県		甲府市、北杜市、富士吉田市	43	熊本県	山鹿市、天草市、人吉市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市中野市・飯山市(複眼型)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
22	静岡県	湖西市	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	津市、四日市市、亀山市、伊賀市	<b>合計</b>		<b>93</b>	<b>175</b>

- 93団体が中心市宣言済み
- 79圏域(延べ373団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み
- 79団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

# 三大都市圏と地方中枢拠点都市圏の比較①（人口・生産年齢人口）



出典：平成22年国勢調査

## 各圏域の定義

### 【23区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び相模原市を中心とする圏域】

①23区及び上記指定都市並びに、②ある市町村から23区及び上記指定都市に通勤する就業者数と通学する通学者数の合計を当該市町村の常住する就業者数と通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上である市町村（地方中枢拠点都市を中心とする圏域及び定住自立圏の対象となる圏域の市町村を除く）

### 【京都市、大阪市、堺市及び神戸市を中心とする圏域】

①上記指定都市及び、②ある市町村から上記指定都市に通勤する就業者数と通学する通学者数の合計を当該市町村の常住する就業者数と通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上である市町村（同上）

### 【名古屋市を中心とする圏域】

①名古屋市及び、②ある市町村から名古屋市に通勤する就業者数と通学する通学者数の合計を当該市町村の常住する就業者数と通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上である市町村（同上）

### 【地方中枢拠点都市を中心とする圏域】

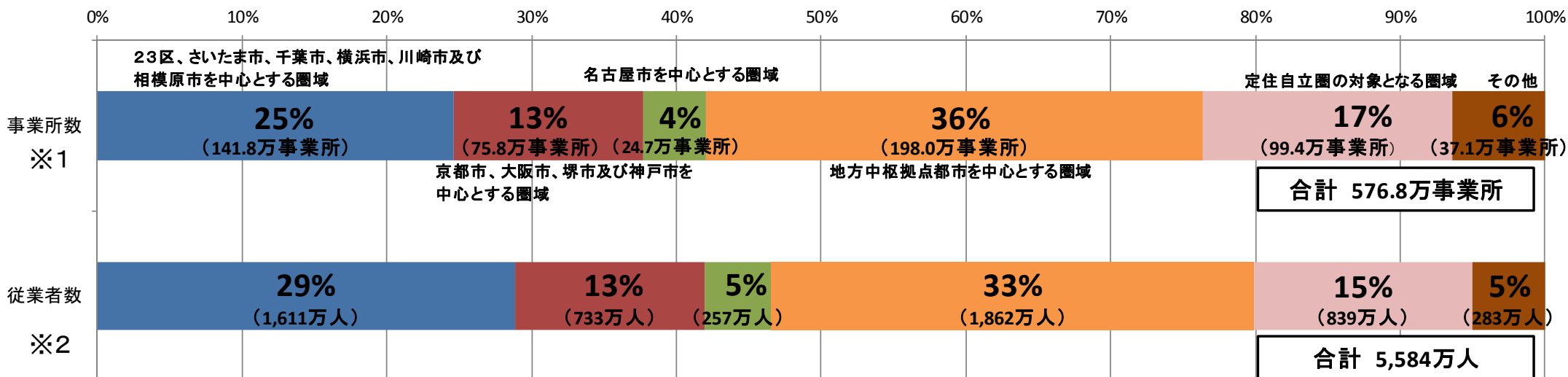
①地方中枢拠点都市（61箇所）及び、②ある市町村から上記地方中枢拠点都市に通勤する就業者数と通学する通学者数の合計を当該市町村の常住する就業者数と通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上である市町村

### 【定住自立圏の対象となる圏域】

①人口5万人程度以上かつ昼夜間人口比率原則1以上である中心市（地方中枢拠点都市を除く。207箇所）及び、②ある市町村から上記中心市に通勤する就業者数と通学する通学者数の合計を、当該市町村の常住する就業者数と通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上である市町村（地方中枢拠点都市を中心とする圏域の市町村を除く）



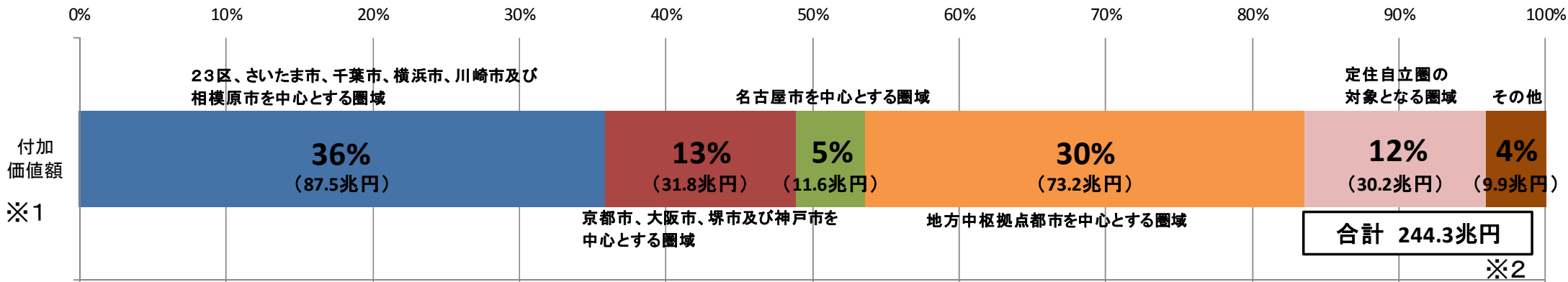
# 三大都市圏と地方中枢拠点都市圏の比較②（事業所数・従業者数）



※1 事業所は、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの。  
 ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。  
 イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※2 従業者は、平成24年2月1日現在で当該事業所に所属して働いている全ての者(別経営の事業所へ出向又は派遣している者も含む)。  
 但し、当該事業所で働いている者であっても、当該事業所から賃金・給与を支給されていない者は、従業者に含めない。  
 なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者

# 三大都市圏と地方中枢拠点都市圏の比較③（付加価値額）



	中心部で生み出される付加価値の総額 中心部人口の総数	圏域で生み出される付加価値の総額 圏域人口の総数
23区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び相模原市を中心とする圏域	379万円	254万円
地方中枢拠点都市を中心とする圏域	187万円	169万円

※2

※1 付加価値は、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出。

経済センサスにおいては、以下の計算式を用いている。

- ・付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課
- ・費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

《付加価値額とGDPの違い》

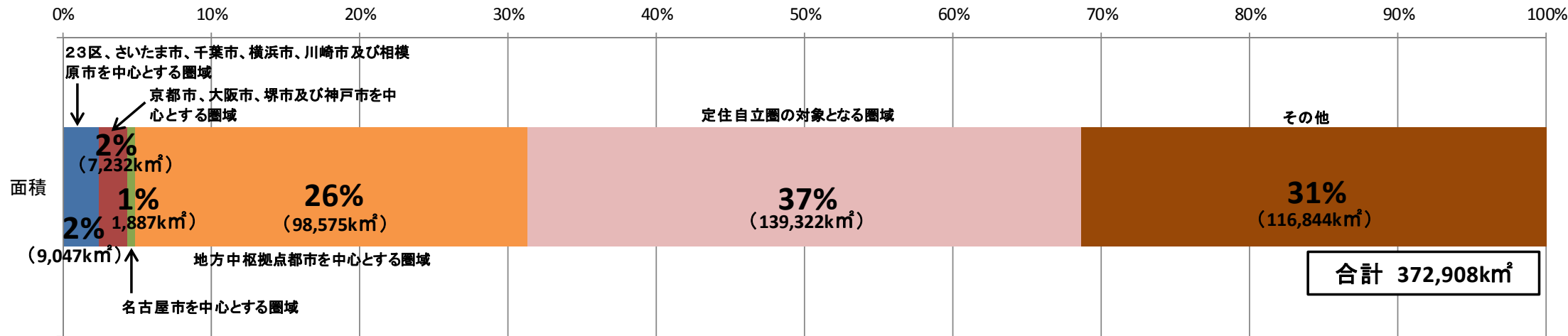
経済センサスにおける付加価値額(総額約245兆円)には、GDP(総額約474兆円(2012年国民経済計算確報))の項目のうち、

- ・固定資本減耗
- ・雇主の社会保険料負担分
- ・持ち家の帰属家賃の営業余剰
- ・農林漁家・公営企業の付加価値
- ・政府サービス生産者の付加価値

等が、含まれていない。(額は、平成24年経済センサス、平成24年度国民経済計算による。)

※2 合計の244.3兆円は、市町村ごとの付加価値の合計額。一部の市町村においては、集計結果を公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、付加価値額を秘匿しており、上記合計額には含まれていない。そのため、全国集計の合計額として公表されている金額(244,667,150百万円)とは異なる。

# 三大都市圏と地方中枢拠点都市圏の比較④（面積）

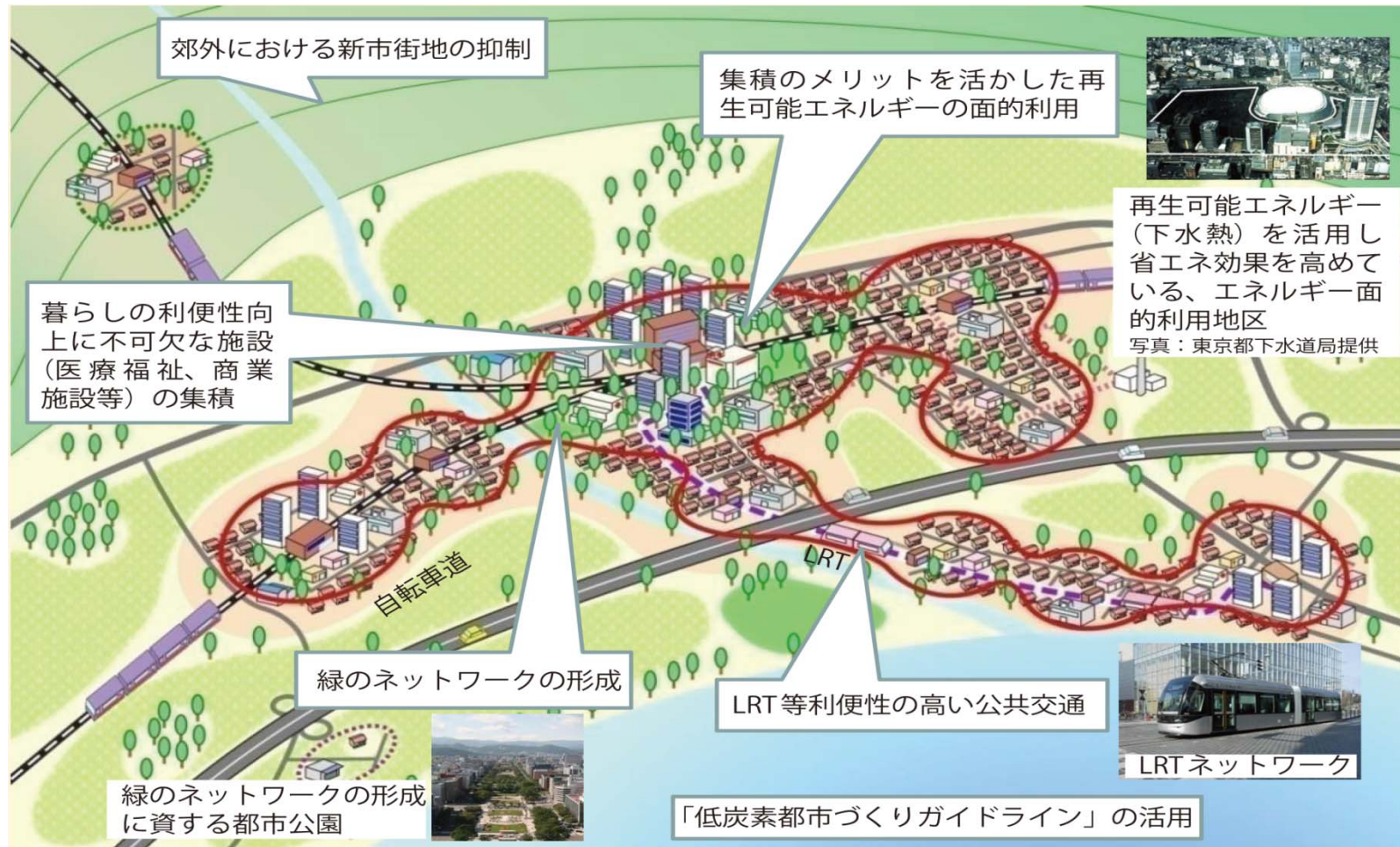


※ 境界未定地域については、総務省統計局において推定した面積を用いている。そのため、面積の合計は国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による全国面積(377,950.1km<sup>2</sup>)と異なる。

出典：平成22年国勢調査

## 国土交通省「集約型都市構造」のイメージ

- 人口減少・高齢化が進展する中、地球環境問題、都市経営の効率化等に対応するため、「集約型都市構造の実現」が重要
- このような都市構造の実現のためには、都市内の中心市街地や交通結節点の周辺に医療・介護・福祉、教育、文化施設等生活に必要な都市機能を集積し、公共交通の利便性を高めることや、多様な集積やにぎわい・交流機会を確保することが必要（「平成24年度国土交通白書」より抜粋）



出典：国土交通省「平成24年度国土交通白書」をもとに作成



# 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

平成26年5月21日公布

## 背景

地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

## 法律の概要

### ●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワーク型コンパクトシティ**）

### 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

#### ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

##### ○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- 民都機構による出資等の対象化 **予算**
- 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

##### ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

##### ○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

#### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 **予算**

#### ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請

### 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

#### ◆区域内における居住環境の向上

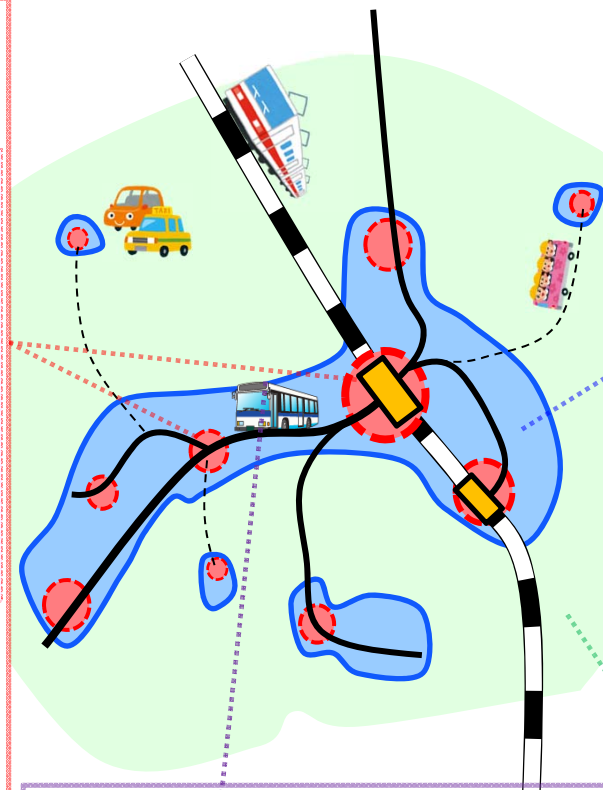
- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

#### ◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

#### ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



### 公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

#### ◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

※下線は法律に規定するもの

## 国土交通省「小さな拠点」のイメージ

- 複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、各集落とのアクセス手段を確保した地域の拠点
- 小さな拠点づくりに取り組む地域団体・NPO等が交流し、情報交換を行うことのできるプラットフォームを整備し、小さな拠点づくりの普及・拡大を図る



出典：国土交通省「新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)概要(平成26年3月28日公表)」をもとに作成



# インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

## 1. 目指すべき姿

### ○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

### ○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

### ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

## 2. 基本的な考え方

### ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

### ○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

### ○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

## 3. 計画の策定内容

### ○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

### ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

## 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

## 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

出典：インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議HP「インフラ長寿命化基本計画概要（平成25年11月29日）」



# 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

## 取組の内容

### (1)「公共施設等総合管理計画」の策定

(平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請)

#### <公共施設等総合管理計画の内容>

#### 1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

#### 2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間:10年以上とする。
- ・全ての公共施設等を対象に、情報を管理・集約部署を定めるなどして作成することが望ましい。
- ・現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。  
今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用することが望ましい。

### (2) 地方財政措置

- ・計画策定に要する経費について、平成26年からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)

【特例期間】平成26年度以降当分の間、地方債の充当率75%(資金手当)  
【地方債計画計上額】300億円(一般単独事業(一般)の内数)

### 取組の推進イメージ

#### 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

#### まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

#### 国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進